

平成22年（2010年）紀北町9月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成22年9月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年9月7日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環境管理課長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 東 篤布	2 番 中村健之
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間を頂戴しまして、ご報告を申し上げます。

元紀伊長島町議会議員でございました、石原正夫氏が、去る8月28日にご逝去なされました。石原氏におかれましては、昭和46年から平成11年に勇退されるまでの28年間、7期連続して旧紀伊長島町議会に席を置き、多年にわたり地方自治の発展と町民の福祉増進に多大な貢献をなされました。その間、石原氏は議長に就かれたほか、監査委員、常任委員長、並びに議会運営委員長などの要職に就任され、また、外にありましては、旧海山町と旧紀伊長島町で設立いたしておりました三船中学校組合議会議員、あるいはし尿協同処理組合議会議員として就任されるなど、枚挙に暇がないほど、常に信条とする住民の福祉増進には献身的な努力を傾注されてこられました。議員としての28年における幾多の功績は、必ずや後世にその名をとどめ置かれるものと信じてやまないものであります。ここに、我々紀北町議会といたしましても、安心して暮らせる豊かなまちづくりに邁進することを心から誓うものでございます。ひたすらご冥福をお祈りして、お別れの言葉といたします。

北村博司議長

それでは、これより議事を進めます。

ただいまの出席議員は20名でありまして、定足数に達しております。ただいまから平成22年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は補正予算、並びに平成21年度の決算を審議する重要な議会でございます。また、私たち議員としての任期の最後を飾る意義深い議会でもございます。平成18年12月1日から22人の議員でもって、全町民の福祉増進の見地から十分に審議を尽くされ、町民の要望を施策に反映すべくご努力をしていただいたところでございます。いよいよ任期最後のラストイニングと申しましょうか、迎えるわけでございますが、提出された議案は町民生活に重大な関連のある、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。議員各位の綿密、周到なご審議により、適切にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

まだまだ今年は猛暑といいますが、大変残暑が厳しい折りでございますけれども、議員各位には十分ご慈愛のうえ、議会運営に対しまして格段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

北村博司議長

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは会期日程表から、朗読させていただきます。

平成22年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、9月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。なお、一般質問受付締め切りは、本日の午後5時までとなります。

第2日、9月8日、水曜日、第3日、9月9日、木曜日、第4日、9月10日、金曜日、いずれも休会としまして、常任委員会を予定いたしております。

9月11日、土曜日、9月12日、休日のため休会。

第7日、9月13日、月曜日、第8日、9月14日、火曜日、いずれも休会といたしまして、決算特別委員会を予定いたしております。

9月15日、水曜日につきましては休会といたしまして、決算特別委員会の予備日としております。

第10日、9月16日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、9月17日、金曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第12日、9月18日、土曜日、9月19日、日曜日、9月20日、月曜日、いずれも休日となりますので、休会といたします。

第15日、9月21日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第16日、9月22日、水曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成22年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年9月7日（火曜日）9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第7 議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第8 議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第20 報告第7号 平成21年度健全化判断比率の報告について
- 第21 報告第8号 平成21年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第22 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第23 請願陳情案件

以上でございます。

北村博司議長

これから本日の会議を開きます。

日程第 1

北村博司議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1 番 東 篤布君

2 番 中村 健之君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 7 日から 9 月 22 日までの 16 日間にいたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 7 日から 9 月 22 日までの 16 日間に決定いたしました。

日程第 3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月1日に議会運営委員会が開催され、9月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提案され受理した案件は、予算その他の一般議案が9件、決算認定議案が6件、報告が3件となっており、合計18件であります。

追加議案についてであります。決算認定議案の審査においては、議会の申し合わせにより、特別委員会を設置することになっています。議会運営委員会での協議の結果、委員定数を9人とし、議長、前監査委員、現監査委員を除いた議員の中から投票により選出することで、確認をされております。本日、昼食休憩の間に、委員の選出を行っていただき、議長発議でもって追加日程として取り計らいさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、議会運営委員会開催までに受け付けました請願3件と、陳情1件を受理することとし、所管の委員会に付託し、審査することで決定をいたしております。

次に、教育フォーラム三重の代表者から提出された、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する陳情については、全議員に配付することとし、その趣旨に賛同する議員から意見書案を提出いただくことといたしております。

また、21世紀のエネルギーを考える会・みえから提出された、地球温暖化防止に向けた取り組みについての要望書でございますが、今後、地球温暖化防止は議会としても取り組むべき課題であると認識をいたしております。議会活動の参考としていただくために、各議員の棚に配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、一般質問であります。通告書の受付時間は、本日午前8時30分から午後5時までとなっています。質問の内容につきましては、具体的に記載することとなっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は、受理しない場合がございますので、ご注意をお願いいたします。

なお、質問の方法であります。これまで議会で取り組んできました議会改革の一環として、9月定例会からその取り扱いが変わることになりました。これまで議員は質問を行う場合、登壇して執行機関側に背を向けて質問をいたしておりましたが、これからは執行機関側を向いて、双方が相手を互いに見据えて噛み合った議論を進められるように質問席を設ける

こととし、質問はすべて質問席から行うことといたします。また、最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつすることも可能とさせていただきます。このことに伴いまして、議員の席につきましては一部変更させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査につきまして、平成22年度普通会計の 7 月分と、平成22年度水道事業会計の 7 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がございましたので、ご報告を申し上げます。

次に、議会改革であります。これまで町民の付託を受けた議会として、分権時代にふさわしい紀北町議会を目指し、議会運営上の課題について、議会自ら積極的に議会改革に取り組んできたところでございます。9 月定例会までに実施いたしましたものといたしましては、本会議などの開催日を紀北町のホームページで情報提供することにいたしております。また、議場の型を工夫し、議員と執行機関が互に見つめ合い、噛み合った議論を展開するため、質問席をさきほどご報告申し上げましたとおり、設けることにいたしました。

また、傍聴者に対しましても、その日の議事日程だけではなく、予算、決算、条例改正等の議案をお配りしてございます。一般質問が行われる日には、議員の通告内容を記載した資料を配備することにいたしております。

また、お手元にお配りしてあります議会改革の推進分類表という 1 枚ものの文書がございますけれども、新任期、12月以降ですが、新任期に検討を行うもの、また来年度、23年度から実施を図るもの、さらには今後の検討課題の 3 つに分類をし、それぞれの検討項目について、議会運営委員会でご了解をいただいております。現議長として、新たな議会に対する申し合わせ事項として引き継ぎをさせていただきたいと考えております。内容につきましては、ご覧のとおり議会改革の推進分類表としてとりまとめ、配付させていただいておりますが、紀北町議会に関する条例や規則等の解説、議会の申し合わせ事項などもとりまとめ整理させていただき、これもお配りしてございますけれども、1 冊の書類として整理をさせていただき、全議員に対し配付することといたします。各議員のロッカーに配備してございますので、十分ご検討、ご覧いただき、ご検討をいただきたい、参考にしていただきたいと思っております。

次に、会議の服装についてであります。9月30日までの本会議では、ネクタイ、上着を着用し、その他委員会や全員協議会等の会議においてはクールビズを実施することになっております。なお、本会議では議員バッジをつけることとし、その他委員会等での義務づけはいたしておりません。

最後に、会期中の行事についてであります。町内の一部の小中学校において運動会が開催されます。日程表を議員の棚のほうに配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。また、9月18日の土曜日、午前10時から海山公民館において、高齢者福祉大会が開催されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9日、木曜日、午後2時から都市計画審議会の開催予定と伺っております。常任委員会の開催日でもありますので、常任委員会の開催日についての委員長の間で調整を行っていただき、本日の会議終了までに議長のほうにご報告をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可をいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

現在、不在となっております副町長の人事についてであります。三重県に職員の派遣を要請していたところ、先般、三重県から候補者を推薦する旨の連絡をいただきましたので、ご報告させていただきます。

なお、今定例会の最終日には副町長選任の議案を提出させていただきたいと考えておりま

すので、何とぞ、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第19

北村博司議長

お諮りします。

日程第5 議案第45号から、日程第19 認定6号までの15件につきましては、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案15件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました各議案の提案理由を、ご説明申し上げます。

議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についてであります。紀伊長島区の田山地区に昭和48年に建設されました紀北町立田山教育集会所が、建築後36年を経過し老朽化したことにより田山集会所として同地に改築、海山区の本地地区におきましては、これまで集会所がありませんでしたが、新たに渡利集会所として海山区相賀 416番地 1 に新築いたしております。双方ともに地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の繰越事業とし

て進めてまいりましたが、このほど供用を開始するにあたり、本条例に紀北町田山集会所及び紀北町渡利集会所を追加する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。平成22年6月8日午後6時40分頃、海山区矢口浦506番地3の紀北町営住宅矢口白越団地1階D号室におきまして、階上の排水管が詰まったことにより漏水し、入居者の衣類等の家財道具を使用不能にしてしまう事故が発生いたしました。

その後、相手方に与えた損害について協議を続けてまいりましたが、この度、損害賠償の額を103万5,370円と決定し、和解をいたしたく地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてにつきましては、平成12年に合併前の旧両町が過疎地域市町村の指定を受け、合併後の平成18年3月には紀北町過疎地域自立促進計画として、過疎地域自立促進特別措置法の期限である本年3月まで策定されたところではありますが、本年4月から過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、6年間延長されることになったことから、この度、平成22年度から27年度までの紀北町過疎地域自立促進計画を策定いたしましたので、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,989万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億5,688万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、県支出金では新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金や、ふるさと雇用再生特別交付金等で1,873万6,000円の増、繰越金では一般会計歳計剰余金3億9,780万6,000円の増等であります。

一方、歳出予算では、総務費が基金積立金等で3億2,011万7,000円の増、衛生費では新型インフルエンザワクチンの予防接種事業やリサイクルセンター修繕料等で7,589万4,000円の増、農林水産業費では林道・治山関係事業や県単沿岸漁場整備事業等で964万9,000円の増、商工費ではふるさと雇用再生特別基金事業等で606万9,000円の増、土木費では議案第46号にかかる町営住宅の賠償金や修繕料で520万8,000円の増、その他、各科目における本年4月の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,646万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ25億 488万 6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、国庫支出金で現年度分の療養給付費等負担金等の国庫負担金が 6,415万 1,000円の増、国庫補助金の財政調整交付金が 4,254万 5,000円の減で、計 2,160万 6,000円の増、療養給付費交付金が 6,439万 8,000円の増、前期高齢者交付金が 9,023万 8,000円の減、繰入金で財政調整基金繰入金等で 3,666万 9,000円の増、繰越金が歳計剰余金 4,279万円の増であります。

一方、歳出予算の主なものといたしましては、保険給付費では、療養諸費や高額療養費で 1億 1,552万 7,000円の増、後期高齢者支援金等が 7,676万 1,000円の減、介護納付金が、2,230万 2,000円の増、諸支出金が支払基金への償還金や財政調整交付金返還金で 2,061万 2,000円の増、その他、本年4月の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 171万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 561万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の内訳といたしましては、繰越金が歳計剰余金 171万 4,000円の増であり、その額を歳出予算の諸支出金で 155万 2,000円を国、県、支払基金に返還するとともに、前年度精算により一般会計に16万 2,000円を繰り出ししようとするものであります。

議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5億 408万 4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の内訳といたしましては、繰入金に事務費繰入金として 2万 7,000円の増、繰越金が歳計剰余金 8万 1,000円の増であります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、総務費では共済組合負担金の率の変更により職員人件費 2万 7,000円の増、諸支出金では前年度精算による一般会計への繰出金 8万 1,000円の増であります。

議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,229万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2億 939万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の内訳といたしましては、繰越金が歳計剰余金 863万 2,000円の増、諸収入では介護職員処遇改善交付金 366万円あります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、総務費で人事異動による人件費のほか、老人ホ

ーム管理運営事業等で 1,229万 2,000円の増であります。

議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきましては、水道事業費用 1,127万 4,000円を増額し、総額を3億 9,549万 3,000円にしようとするものであります。

資本的支出につきましては、160万 2,000円を減額し、総額を4億 4万 7,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 7,218万 6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定について

この6案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成21年度の決算であります。認定第1号から5号までは地方自治法第233条第3項、認定第6号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

以上、9件の議案、6件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第45号についての内容説明から求めたいと思います。

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

おはようございます。

それでは議案第45号の紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、紀伊長島区における田山集会所及び海山区における渡利集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。右が旧、左が新であります。

田山集会所、渡利集会所が建設され、供用開始を10月1日から予定しておりますことから、別表第1（第2条関係）の表中でございますが、集会所の名称と位置についてでございます。紀北町中州集会所、紀北町紀伊長島区東長島46番地1の次に、紀北町田山集会所、紀北町紀伊長島区東長島1430番地5を、また紀北町鯨集会所、紀北町海山区馬瀬1228番地1の次に、紀北町渡利集会所、紀北町海山区相賀416番地1を、新たに追加するものであります。

施行期日は、平成22年10月1日であります。

以上で、議案第45号の紀北町集会所条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしく願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第46号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは議案第46号について、説明させていただきます。

4ページでございます。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり町営住宅漏水事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1 損害賠償の義務の発生原因となる事実

平成22年6月8日午後6時40分頃、海山区矢口浦506番地3の「紀北町営住宅・矢口白越団地・1階D号室」において、階上の排水管詰まりによる漏水事故が発生し、

天井からの漏水が深夜まで続き、居室全体に広まったことにより、1階D号室の衣類等の家財道具が使用不能となり、相手方に損害を与えた。

2 損害賠償の額

103万 5,370円

3 損害賠償の相手方

紀北町海山区矢口浦 506番地 3 矢口白越団地 1階D号室

井土 正信

4 和解の内容

町は相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として金 103万 5,370円を支払う。今後、本件に関しては双方とも一切の債権、債務関係がないことを確認する。

平成22年 9月 7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年 6月 8日、海山区矢口浦地内の紀北町営住宅矢口白越団地（1階D号室）で発生した、階上の排水管詰まりによる漏水事故に関して、損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

次に、6ページの資料をご覧ください。

損害賠償額の内訳でございます。左に物品品目を記載してございます。衣類・ふとん類、家具類、家電類、その他でございます。計42品目でございます。損害賠償の額といたしまして、記載のとおりでございます。合計 103万 5,370円でございます。

次に、事故当日の経緯と事故の翌日からの経過について、ご説明いたします。

事故当日の経過でございますけれども、6月8日、6時40分ごろ、損害賠償の相手方である本人から、洗面室の天井排水管から水が漏れているので、すぐに対応してほしいと役場建設課に電話がありました。すでに勤務時間を過ぎていましたが、職場に残っていた職員2名が水道工事業者とともに、午後7時10分ごろに団地に到着いたしました。洗面室のほか寝室、居間などの天井に漏水による水滴がございました。直ちに原因を究明するため、階上の2階から4階までの部屋を確認いたしましたが、3階と4階には異常がございませんでした。2階の入居者は外出中で連絡が取れなかったため、近くの親戚の方と管理人立ち会いのもと部屋を確認したところ、洗面室で自動洗濯機の排水があふれ、床に水が約1cmほど溜まってい

ましたので、職員らでこれを取り除きました。

以上のような状況から、漏水のものは、2階D号室の自動洗濯機の排水で、団地内で排水が何らかの要因で詰まったことによるものと考えられました。その後、しばらくの間、職員と入居者で1階D号室の漏水をタオル等によって拭き取りを続けましたが、漏水は全体に広がり、居室内の壁や衣類、家具等が濡れてしまいました。しばらくして2階の入居者が帰宅したので、風呂、洗面、洗濯機の使用を控えるよう要請して、念のため他の階の入居者にも同じ協力をお願いいたしました。

午後10時45分ごろになって、ようやく漏水が減ってきましたが、居室と家財道具が濡れてしまったことから、入居者の家族の方には近くの親戚に泊まっていただきました。その後、バケツで受けるなどの対策をしてから、職員と工事業者は帰宅いたしました。その後もわずかではございますが、漏水は深夜まで続きました。

以上が、事故当日の経緯でございます。

次に、事故の翌日から、これまでの経過について説明させていただきます。

翌日の6月9日に、町長に事故の経緯を報告して、今後の対応を協議いたしました。町長からは、入居者には誠意ある対応をすること、また、早急に原因究明と排水管の復旧工事を行うよう指示がございました。

同じく6月9日から、水道工事業者による排水管の復旧工事に着手しました。まず、2階D号室の洗面室床板を取り外し、床下の排水管から詰まりの原因と思われる汚物を発見しました。これを取り除くとともに、詰まり箇所から下流の排水マスまでの排水管の工事もあわせて行い、事故から3日目の6月10日に応急復旧をいたしました。相手方とは事故原因や事故後の対応について、何度も話し合いを行いました。漏水の元は2階D号室の自動洗濯機の排水ではあるが、2階の入居者には責任はなく、事故原因は床下排水管の汚物による詰まりで、管理上の瑕疵であり、紀北町の責任であることを認め、謝罪をいたしました。

そのうえで、(1) 漏水事故により使用不能となった衣類や家財道具等については、町が損害賠償を行うこと。(2) 損害賠償については、町が加入の賠償保険を適用させるため、相手方は損害額の算定に協力すること。(3) 居室の修繕工事については、町の責任で施工し、工事中も入居が可能とすることとし、入居者はこれに協力をすること。(4) 修繕工事中は居室の一部が使用できないため、町は家賃をこの間減免すること。

以上、4点を相手方とで合意をいたしました。

6月22日には、保険会社が現地を訪れ、相手方の立ち会いのもと、町と町村会が同席して、

使用不能となった衣類や家財道具に対する損害認定の作業を行いました。

7月7日から、居室の修繕工事に着手いたしまして、8月12日に完了いたしております。

8月27日には相手方と本件事故に対する示談書を取り交わしました。

以上が、事故翌日からの経過でございます。

今回の事故につきましては、町営住宅を管理していくうえにおいて、あってはならない事故であり、入居者の方には大変申し訳なく感じているところでございます。今後、このような事故が再発することのないよう、適切な管理運営に努める所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、議案第46号の内容説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

川合企画課長。

川合誠一企画課長

それでは、よろしく願いいたします。

まず7ページをご覧ください。

議案第47号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

紀北町過疎地域自立促進計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法は、本年3月31日に失効期限を迎えることから、過疎対策を切れ目なく実施するための「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」案が策定され、本年4月1日に施行されたことにより、新たに過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要が生じたためであります。

10年間の時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法でありましたが、これまで全国過疎地域自立促進連盟をはじめ、全国町村会など地方6団体、各都道府県、各市町村や議会などから、新法制定に向けて、過疎地域のおかれた厳しい現状を訴えた切実な提言活動が展開されてきました。

こうした声に応え、過疎対策を切れ目無く実施するため、この度、平成22年度から平成27年度までの6年間延長されることとなったものであります。紀北町におきましては、旧紀伊長島町、旧海山町の旧両町が、平成12年にともに過疎地域自立促進特別措置法に基づく、過疎地域市町村の指定を受け、5年間の過疎地域自立促進計画、前期計画を策定、また、その5年後には同後期計画をそれぞれ策定してまいりました。その後、合併により平成18年3月には紀北町過疎地域自立促進計画として策定されてきたところであります。この度、特別措置法の延長により、新たに6年間の紀北町過疎地域自立促進計画を策定することとなりましたので、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、この度の改正特別措置法の概要について、少しご説明申し上げます。

まず、この法律の目的であります。人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、必要な特別措置を講じることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、及び美しく風土のある国土の形成に寄与することを目的とするものであり、本計画は過疎地域を脱却し、自立していくための計画として、それぞれの市町村において策定されるものであります。

次に、過疎地域の要件であります。中長期的な人口減少、及び長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから、過疎地域をとらえることとしておりますが、人口要件と財政力要件があり、紀北町はすでに平成12年度に指定を受けているものであります。

なお、今回、平成17年の国勢調査結果を基に追加がなされ、全国で58団体、うち三重県では鳥羽市と尾鷲市が追加指定されております。これによりまして、過疎地域市町村は全国で776、全市町村中の44.9%となりました。また、三重県の過疎市町村は津市の旧美杉村の区域、松阪市の旧飯南町、旧飯高町の区域と、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、そして紀北町となります。

次に、本特別措置法に基づく具体的な支援措置であります。特に過疎地域自立促進のための地方債、つまり過疎対策事業債が適用されることとなります。充当率が一部を除き、原則100%交付税措置といたしましては、過疎債の元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。過疎債の対象事業といたしましては、これまでハード事業に限られていたが、今回の改正によりまして、新たにソフト事業にも拡充され、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全、安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業となっております。

また、対象施設につきましても認定子ども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設が追加されたほか、小中学校の校舎等についての統合要件が撤廃されており、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交流手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として、過疎地域自立促進市町村計画に定めるものの実施経緯について、人口面積、財政状況、その他の条件を考慮して定める額の範囲内となっております。

過疎地域自立促進特別措置法による市町村計画は、これまで策定が義務づけされてまいりましたが、今回の改正によりまして任意的記載事項、つまり定めることができることとされたところではありますが、計画が策定されていないと過疎対策事業債が適用されないことから、策定の必要があるものであります。ただ、今後新たに過疎債を適用する事業が出てきたときは、議会の議決を得て、計画の変更が行うことができます。そのほかにも国の補助の嵩上げや、金融税制措置等の支援措置もございます。

それでは、別冊の紀北町過疎地域自立促進計画、平成22年度から27年度の案をご覧ください。

計画書の作成にあたりましては、本特別措置法第6条第2項等により、あらかじめ計画書に掲げる事項や様式が定められております。また、内容的には本計画は過疎地域を脱却し、自立していくための計画でありますので、過疎債の対象事業以外の事業についても掲げることになっており、基本的に紀北町総合計画や、これまでの紀北町過疎地域自立促進計画、後期計画をベースに新たな要素、事業も加えて、幅広く網羅的に編成をしております。ただ、今後の事業の実施に際しましては、各年度の予算編成の中で、財政的な検討も加えた中で、予算計上をしていくこととなります。

では、1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

本計画は、基本的な事項から10. その他地域の自立促進に関し必要な事項までの10項目により構成されています。1ページをご覧ください。まず1. 基本的な事項では、町の概況について、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要。町における過疎の状況。産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要について記載をしております。

また、3ページからは、人口及び産業の推移と動向につきまして、国勢調査及び住民基本台帳による数値に基づき、人口の減少に対し高齢者比率は高くなり、若年者比率が低くなっ

ている傾向にあることや、産業別人口の動向等について記載をしております。

7ページからは、行財政の状況につきまして、決算数値に基づく財政の状況や、主要公共施設等の整備状況について、記載をしております。

9ページの地域の自立促進の基本方針では、総合計画の5つの基本目標を軸に記載をしております。

10ページでは、計画期間といたしまして、平成22年4月1日から、平成28年3月31日までの6年間と定めております。

次に、2. 産業の振興では、10ページから19ページまで、農業、林業、水産業、起業の促進、商工業、観光・リゾートなどにつきまして、それぞれ関連する各統計数値を参考に、現状と問題点を記載しております。

次に、19ページから26ページまでは、その対策について記述をしております。

また、26ページから29ページまでの計画につきましては、平成22年度から27年度までの計画事業といたしまして、農林水産業の基盤整備や漁港施設、経営近代化施設、商業施設、観光レクリエーション施設の整備等、52の事業をそれぞれの区分に分けて掲げております。

次に、29ページからの3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、29ページから31ページまで、道路、交通機関、情報通信、地域間交流についての現況と問題点を記載しております。

31ページから33ページまでは、その対策について。33ページから41ページまでの計画では、市町村道、農道、林道、電気通信施設等情報化のための施設等 130の事業をそれぞれの区分に分けて掲げております。

次に、41ページからの4. 生活環境の整備では、41ページから44ページまで、水道施設、下水処理、廃棄物処理、消防施設、公営住宅対策、生活安全対策についての現況と問題点を記述しております。

44ページからの47ページまでは、その対策について。

47ページから50ページまでの計画では、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防施設、公営住宅、その他65の事業をそれぞれの区分に分けて掲げております。

次に、51ページからの5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、50ページから53ページまで、高齢者福祉、保健事業、児童福祉、障がい者福祉、その他の福祉についての現況と問題点を記述しております。

53ページから55ページまでは、その対策について。

55ページの計画では、高齢者福祉施設と、その他福祉の4つの事業をそれぞれの区分に分けて掲げております。

次に、56ページの6. 医療の確保では、地域医療の確保と救急医療体制の確保についての現況と問題点、並びにその対策について記述しております。

次に同じく、56ページからの7. 教育の振興では、56ページから60ページまで、学校教育、生涯学習、集会施設についての現況と問題点について記述をしております。

60ページから61ページまでは、その対策について。

61ページから63ページまでの計画では、学校教育関連施設と集会施設、体育施設等20の事業をそれぞれの区分に分けて掲げております。

次に、63ページからの8. 地域文化の振興等では、63ページから64ページまでは、地域文化の保護、活用等について現況と問題点、並びにその対策について。

64ページの計画では、地域文化振興施設等とその他の事業として、3つの事業をそれぞれの区分に応じて掲げております。

次に、64ページからの9. 集落の整備では、64ページから65ページまでは現況と問題点、並びにその対策を掲げております。

次に、65ページの10. その他地域の自立促進に関し必要な事項では、現況と問題点、並びにその対策を掲げております。

最後に、66ページから最後の75ページまでは、今回の改正により初めて適用されました特別事業分、つまりソフト事業につきまして、まとめて掲げることになっており、産業の振興からその他地域の自立促進に関し、必要な事項までの区分に応じ、70のソフト事業を掲げております。

以上、ハード事業 278事業、ソフト事業70事業の計 348事業をあげております。

なお、8月24日の全員協議会におきまして、ご指摘をいただきました件につきまして、検討いたしました結果、さきに配付させていただきました紀北町過疎地域自立促進計画新旧対照表のとおり、訂正させていただきましたので、ご了承のほどよろしく願いいたします。訂正箇所につきましては、主に指摘のありました計画書の文体の統一を図ったものでありますが、一部訂正箇所や表記の追加等を行っております。また、あわせて配付させていただきました、平成17年度から平成21年度までの紀北町過疎地域自立促進計画後期計画と、今回の計画との事業の比較につきましては、紀北町過疎地域自立促進計画新旧事業内容比較表として作成いたしました。各施策、事業区分ごとに今回の計画と、さきの後期計画と並べて

おりますが、今回の計画事業の中で、赤色の事業が新規事業を示しており、さきの後期計画の中で青色の事業が事業継続中や実施済み等の事業でございます。

以上で、紀北町過疎地域自立促進計画の説明を終わらせていただきます。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

今の説明なんですけれども、全協でも一応説明があり、質疑も行われましたけれども、今の企画課長のほうから計画の前にですね、いわゆる提案理由として説明された、かなり長い説明があったと思うんですが、これは文章でですね、是非配付をいただきたいと思うんですけど。明日の委員会でも付託されて、審議に入るとは思いますが、少し十分聞き取ってですね、書き取りするまでには至りませんと思いますので、大変重要な観点でありますので、是非お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。説明部分の文書配付を。

北村博司議長

それは今日中に出せる、今の。それじゃ本日中に提出、皆さんに配付いたさせます。よろしいですか。

10番 岩見雅夫議員

はい。

北村博司議長

次に、議案第48号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、議案第48号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,989万7,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億 5,688万 1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表でございます。債務負担行為補正、三重県自治体共同積算システム経費を追加するものであり、期間は平成23年度から27年度まで、限度額は148万円であります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第14款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金は125万5,000円を増額し6,237万円とするもので、障害者自立支援特別対策事業費補助金の増額であります。

第3目衛生費補助金は、538万円を増額し、1,715万4,000円とするものであり、新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金の増額であります。

第4目農林水産業費補助金は397万4,000円を増額し、1億5,993万6,000円とするものであります。農地制度実施円滑化事業費補助金197万4,000円と県単沿岸漁場整備事業費補助金200万円の増額であります。

第5目商工費補助金は679万9,000円を増額し、6,059万5,000円とするものであり、ふるさと雇用再生特別交付金の増額であります。

第14款県支出金、第3項委託金、第6目土木費委託金は132万8,000円を増額し、1,645万円とするものであります。2級河川銚子川清掃業務委託金1万円、小山浦地区海岸ほか海岸清掃委託金56万4,000円、引本港ほか港湾清掃委託金75万4,000円の増額であります。

9ページをご覧ください。第15款財産収入、第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入は普通財産の土地売却収入199万6,000円を新たに増額するものであります。

第17款繰入金、第2項、第1目の特別会計繰入金は24万1,000円を増額するものであります。老人保健特別会計繰入金16万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金8万円の増額で、どちらも前年度事業の精算によるものであります。

第18款、第1項、第1目繰越金は3億9,780万6,000円を増額し、4億2,228万4,000円とするものであります。一般会計歳計剰余金の増額で、既計上分を含め、今回の補正におき

まして、平成21年度の実質収支額を全額予算計上いたしました。

10ページをご覧ください。第19款諸収入、第5項雑入、第5目過年度収入は2万6,000円を増額するもので、前年度福祉医療補助金の精算によるものであります。

第6目雑入は109万2,000円を増額し、3,791万7,000円とするものであり、建設課及び老人ホーム赤羽寮関係の総合賠償保険金であります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目の議会費は28万5,000円を増額し1億547万4,000円とするものであります。職員人件費の増額であります。今回の人件費の補正につきましては総額1,162万1,000円の増額で、子ども手当創設に伴う児童手当等891万4,000円の増額のほか、共済組合負担金の負担率の決定に伴う増額と、人事異動後の精査等によるものであります。なお、人件費の補正につきましては、他の科目につきましても同内容でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

12ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、171万8,000円を減額し、6億9,874万円とするものであります。特別職及び職員の人件費等臨時職員と賃金の精査によるものであります。

5目財産管理費は3億1,548万円を増額し、4億8,132万9,000円とするものであります。地区集会所の修繕料78万1,000円、基金管理事業で財政調整基金の積立金3億1,469万9,000円を増額するものであります。財政調整基金積立金は地方財政法第7条の規定により積み立てるものであります。

13ページをご覧ください。第7目支所及び出張諸費は6,000円を増額し、3,019万7,000円とするもので、嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

14ページをご覧ください。第2款総務費、第2項徴税费、第1目税務総務費は452万1,000円を増額し、1億1,853万8,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

15ページをご覧ください。第2款総務費、第3項、第1目の戸籍住民基本台帳費は、143万8,000円を増額し、6,895万3,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

16ページをご覧ください。第2款総務費、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は39万

円を増額し、759万1,000円とするものであります。職員人件費の精査によるものであります。

17ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、321万2,000円を減額し、6億52万6,000円とするものであります。職員人件費25万8,000円の増額と、国民健康保険事業特別会計の職員給与費分繰出金347万円の減額であります。

第3目身体障害者福祉費は300万5,000円を増額し、3億1,709万7,000円とするものであります。前年度心身障害者医療費助成事業の補助金精算に伴う返還金133万円、及び障害者地域生活支援事業の扶助費167万5,000円の増額であります。

第4目の国民年金事務費は196万6,000円を増額し、1,696万8,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

19ページをご覧ください。第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は2万7,000円を増額し、4億7,981万8,000円とするものであります。職員人件費の精査に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額であります。

第2目養護老人ホーム費は228万9,000円を減額して、9,697万3,000円とするものであります。精査による職員人件費362万1,000円の減額と、嘱託職員等賃金32万8,000円の増額、及び老人ホーム管理運営事業費の設備改修費等100万4,000円の増額であります。

21ページをご覧ください。第3款民生費、第3項児童福祉費、第2目保育所費は8,000円を増額し、3億7,062万4,000円とするもので、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

第4目母子福祉費は2万7,000円を増額し、3,250万円とするものであります。前年度の乳幼児医療費補助金の精算に伴う返還金2万7,000円の増額であります。

22ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は1,721万2,000円を増額し、1億3,653万3,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

第2目予防費は760万4,000円を増額し、5,761万6,000円とするものであります。新型インフルエンザワクチン接種助成に伴う増額であります。

第3目環境衛生費は43万7,000円を増額し、6,334万9,000円とするものであります。相賀地区墓地整備費助成金の増額であります。

23ページをご覧ください。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は64万1,000円を増額し、1億6,566万5,000円とするもので、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査に

よるものであります。

第2目塵芥処理費は5,000万円を増額し、3億6,976万1,000円とするものであります。リサイクルセンターの設備等の修繕料の増額であります。

24ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は24万3,000円を増額して、714万5,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

第2目農業総務費は347万1,000円を増額し、5,061万3,000円とするものであります。職員人件費130万5,000円の増額と、農地情報システム構築委託料216万6,000円の増額であります。

第5目農地費は70万円を増額し、4,921万7,000円とするものであります。一般土地改良事業による農業用施設の改修費の増額であります。

26ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費は、76万8,000円を減額し、2,967万3,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

第3目林業施設費は430万円を増額し、1億6,951万1,000円とするものであります。町有林環境整備対策経費であります。

第4目町有林造成費は24万1,000円を増額し、6,182万6,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

27ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第3項水産業費、第1目水産業総務費は、393万4,000円を減額し、1,497万7,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

第2目水産業振興費は539万6,000円増額し、3,662万8,000円とするものであります。漁業振興対策事業費による養殖網洗浄機整備補助39万6,000円、及び県単沿岸漁場整備事業による藻場礁設置費500万円の増額であります。

28ページをご覧ください。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費は73万円を減額し、5,969万5,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

第3目観光費は679万9,000円を増額し、1億2,073万4,000円とするものであります。ふるさと雇用再生特別交付金を受け、新たにFM三重を活用した観光情報発進と、雇用促進をあわせて行う事業費の増額であります。

29ページをご覧ください。

第7款土木費、1項土木管理費、第1目土木総務費は551万3,000円を減額し、1億926万8,000円とするものであります。精査による職員人件費604万5,000円の減額と、加田資材置場シャッター設置費用53万2,000円の増額によるものであります。

30ページをご覧ください。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋梁総務費は4万3,000円を増額し、1,479万円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

31ページでございます。第7款土木費、第3項河川費、第1目河川総務費は67万4,000円を増額して、590万6,000円とするものであります。海岸環境清掃業務委託事業にかかる県への負担金10万円の増、小山浦地区海岸など海岸環境清掃業務委託事業56万4,000円、及び2級河川銚子川清掃業務委託事業1万円の増額によるものであります。

32ページをご覧ください。第7款土木費、第4項港湾費、第1目港湾管理費は75万4,000円を増額し、883万円とするものであり、引本港など港湾環境清掃委託事業の増額によるものであります。

33ページでございます。第7款土木費、第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は、2万7,000円を増額し、871万6,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

34ページをご覧ください。第7款土木費、第6項住宅費、第1目住宅管理費は922万3,000円を増額し、2,318万1,000円とするもので、町営住宅管理事業費の修繕料、及び損害賠償金等であります。

35ページでございます。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は354万8,000円を増額し、7,806万6,000円とするものであり、職員人件費、及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

36ページをご覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費は120万3,000円を増額し、5億8,508万8,000円とするものであります。小学校の遊具修繕と営繕事業90万円の増額と、ALTの1名入れ替えに伴う旅費等の30万3,000円の増額によるものであります。

37ページです。第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費は220万5,000円を増額し、7,032万1,000円とするものであります。紀北中学校仮校舎設置に伴う需用費等の管理運営費精査による増額であります。

第2目教育振興費は132万円を増額し、1,985万5,000円とするものであります。通学範

囲の変更、中学校遠距離通学費補助金の精査による増額であります。

38ページをご覧ください。第9款教育費、第4項、第1目の幼稚園費は181万1,000円を減額し、1億1,035万6,000円とするものであり、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものであります。

39ページであります。

9款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は455万5,000円を減額し8,218万1,000円とするものであります。職員人件費468万1,000円の減額と、社会教育総務事業費12万6,000円の増額によるものであります。

第2目公民館費は53万3,000円を増額し、2,897万6,000円とするものであります。東長島公民館手すり取り付け経費等管理運営事業費の増額であります。

41ページをご覧ください。

第9款教育費、第6項保健体育費、第2目給食施設費は60万6,000円を増額し、1億712万8,000円とするものであり、職員人件費の精査によるものであります。

第3目体育施設費は9万4,000円を増額し、1,128万9,000円とするものであります。赤羽公園の防球ネット修繕料の増額であります。

続きまして、43ページをお願いいたします。給与費明細書であります。1の特別職につきましては、共済組合負担金の負担率の決定に伴い、長等の共済費を4万6,000円増額するものであり、補正後の総額は1億5,082万9,000円となります。

続きまして、44ページをご覧ください。一般職につきましては、人事異動に伴う給料で、247万4,000円の増、子ども手当創設等に伴うものなど、職員手当等で437万7,000円の増、また共済組合負担金の負担率の決定に伴う共済費472万4,000円の増、合計で1,157万5,000円の増額となり、補正後の総額としましては13億4,076万円となります。

以上で、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で財政課長の説明を終わります。

北村博司議長

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 56分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 11時 10分)

北村博司議長

次に、議案第49号から51号の3件についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

それでは議案第49号の平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,646万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億488万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。第 4 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費等負担金であります。6,350万 3,000円増額して、4 億 1,339万円とさせていただくものであります。療養給付費等負担金の交付額の決定に伴うものであります。

第 4 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 2 目高額医療費共同事業負担金であります。64万 8,000円増額して、1,058万 4,000円とさせていただくものであります。高額な医療の発生が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、財政支援を受けるものでありまして、これにつきましても交付額の決定に伴うものであります。

第 4 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目財政調整交付金であります。4,254万 5,000 円減額して、1 億 9,432万 1,000円とさせていただくものであります。これは市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために設けられたものでありまして、交付額の決定に伴うものであります。

第 5 款療養給付費交付金、第 1 項療養給付費交付金、第 1 目療養給付費交付金であります。6,439万 8,000円増額して、1 億 2,939万 8,000円とさせていただくものであります。これは交付額の決定によるものであります。

7 ページをご覧ください。第 6 款前期高齢者交付金、第 1 項前期高齢者交付金、第 1 目前期高齢者交付金であります。9,023万 8,000円減額して6 億 833万 5,000円とさせていただくものであります。前期高齢者交付金の交付額の決定に伴うものであります。

第 7 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目高額医療費共同事業負担金であります。123万 7,000円増額して 1,058万 4,000円とさせていただくものであります。高額な医療の発生が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、財政支援を受けるものでありまして、これにつきましても国と同様に交付額の決定に伴うものであります。

8 ページをご覧ください。第 7 款県支出金、第 2 項県補助金、第 2 目県財政調整交付金であります。財源更正をさせていただくものであります。

第10款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金であります。347万円減額して1 億 7,013万円とさせていただくものであります。職員人件費に伴うものであります。

第10款繰入金、第 2 項積立基金繰入金、第 1 目積立基金繰入金であります。4,013万 9,000 円増額して、7,226万 5,000円とさせていただくものであります。

9 ページをご覧ください。第11款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金であります。4,279 万円増額して 8,426万円とさせていただくものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は347万円減額して4,125万2,000円とさせていただくもので、職員人件費に伴うものであります。

11ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は歳入の交付額の決定に伴いまして、財源更正をさせていただくものであります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2目退職被保険者等療養給付費で、7,132万4,000円増額しまして、1億1,456万3,000円に、第3目一般被保険者療養費は財源更正を、第4目の退職被保険者等療養費では112万6,000円増額いたしまして142万9,000円に。

また12ページの第2項高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費では3,433万2,000円増額いたしまして1億9,468万3,000円に、第2目退職被保険者等高額療養費では、874万5,000円増額いたしまして1,998万6,000円に。

第3目一般被保険者高額介護合算療養費と第4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、財源更正であります。これらはいずれも本年度の決算見込みによる増額補正や歳入の交付額の決定に伴い、財源更正をさせていただくものであります。

13ページをご覧ください。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金でございますが、7,675万6,000円を減額いたしまして、2億3,729万1,000円とするものであります。これは本年度の後期高齢者支援金の額の決定によりまして、減額補正させていただくものであります。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金でございますが、5,000円減額いたしまして、3万3,000円とするものであります。これにつきましても本年度の後期高齢者関係事務費拠出金の額が決定したことによりまして減額補正させていただくものであります。

14ページをご覧ください。第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金でございますが、134万円減額いたしまして38万8,000円とするものでありますが、これにつきましても本年度の前期高齢者納付金の額の決定によりまして、増額補正をさせていただくものであります。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、1,000円減額いたしまして、3万2,000円とさせていただくものであります。これにつきましても本年度の前期高齢者関係事務費拠出金の額の決定によりまして、減額補正をさせていただくものであります。

15ページをご覧ください。

次に、第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金でござ

ございますが、40万 7,000円減額いたしまして30万 4,000円とするもので、本年度の老人保健医療費拠出金の額の決定によりまして、減額補正をさせていただくものであります。

16ページをご覧ください。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金であります。2,230万 2,000円増額いたしまして1億 831万 5,000円とするものでありまして、これにつきましても本年度の介護納付金の額の決定によりまして、増額補正をさせていただくものであります。

17ページをご覧ください。第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金は財源更正であります。

18ページをご覧ください。第11款諸支出金、第1項償還金、第3目償還金でございますが、965万 1,000円増額するものでありまして、平成20年度の退職者医療にかかる療養給付費交付金の額の確定による償還金を計上させていただいております。

19ページをご覧ください。第11款諸支出金、第2項国県支出金返納金、第1目国庫支出金返納金でございますが、1,096万 1,000円増額するものでありまして、平成19年度の財政調整交付金算定誤りに伴う返還金でございます。

以上で、平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

平谷卓也住民課長

続きまして、議案第50号の平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 171万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 561万 2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。第 5 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金につきましては、171 万 4,000 円増額させていただくものでありますが、平成21年度の決算によりまして 171 万 4,000 円歳計剰余金が生じたので、繰越金として計上させていただくものであります。次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。第 4 款諸支出金、第 1 項償還金、第 1 目償還金でございますが、21年度事業精算に伴いまして、国県及び社会保険診療報酬支払基金へ 155 万 2,000 円を返還するものであります。

8 ページをご覧ください。第 4 款諸支出金、第 2 項繰出金、第 1 目一般会計繰出金でございますが、16 万 2,000 円増額させていただくものであります。これは平成21年度の決算により生じた歳計剰余金 171 万 4,000 円のうち、さきほどの老人保健医療交付金等の国県への返還金 1,522 万 7,000 円を差し引いた残りの 16 万 2,000 円を一般会計へ繰り出すというものであります。

以上で、平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

平谷卓住民課長

続きまして、議案第51号の平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 408 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年 9 月 7 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金でございますが、2万7,000円増額いたしまして2億8,472万9,000円とするものでありまして、職員の共済費の額の確定に伴いまして、事務費分を増額させていただくものであります。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、8万1,000円増額させていただくものであります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。2万7,000円増額いたしまして1,151万3,000円とするもので、さきほどの歳入でも説明させていただきましたように、職員の共済費の増額によるものであります。

8ページをご覧ください。第4款諸支出金、第2項繰出金、第2目他会計繰出金であります。8万1,000円増額するもので、前年度後期高齢者医療特別会計への精算に伴いまして一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第52号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

よろしくお願いいたします。

それでは議案第52号 介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億939万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。第6款、第1項繰越金、第1節前年度繰越金 863万 2,000円の増額につきましては、前年度の繰越金、紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金であります。

続きまして、第7款収入、第4項介護職員処遇改善交付金 366万円の増額は、嘱託職員等の改善事業に伴う介護職員処遇改善交付金収入であり、職員人件費へ充当するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項施設管理費は 1,229万 2,000円を増額するものでありまして、内容につきましては第1目一般管理費の人件費の2節から7節の人事異動に伴う増額であります。

続きまして、工事請負費につきましては、温水ボイラー取替工事60万円、備品購入費につきましては、食器洗浄器90万 6,000円をそれぞれ増加するもので、耐用年数によるものでありまして、養護4割、特養6割の負担割合となっております。

負担金補助金交付金は市町村職員退職手当負担金、市町村互助会負担金につきましても、さきほどの人件費に伴うものであります。

積立金 522万 8,000円の増額につきましては、前年度余剰金より積立金として増額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成22年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出 第1款 水道事業費用は 1,127万 4,000円を増額し、3億 9,549万 3,000円に。その内訳としましては、第1項の営業費用は 877万 8,000円を増額して、2億 3,085万 9,000円に。第3項の簡易水道営業費用は 249万 6,000円を増額して、1億 781万 4,000円とするものでございます。

（収益的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 7,218万 6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款資本的支出は 160万 2,000円を減額して、4億 4万 7,000円に。その内訳としましては、第1項建設改良費は 160万 2,000円を減額して、2億 4,261万 3,000円にするものでございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条中（1）職員給与「7,860万 8,000円」を「7,485万 9,000円」に改める。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、13ページの平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書で説明させていただきますので、13ページをお願いします。

収益的支出の第1款水道事業費用でございますが、1,127万 4,000円を増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、第1項営業費用は上水道にかかる費用ですが、第1目の原水及浄水費 146万 5,000円を増額は、紅ヶ平浄水場の滅菌器等の修繕費でございます。

第2目の配水及給水費 235万 1,000円を増額は、職員の異動等による人件費の増と、本年度当初より漏水事故が多発したため、予算不足が生じたことによる配水管漏水修繕工事の増

額でございます。

14ページをお願いします。第3目の総係費 496万 2,000円の増額は、職員の異動及び資本的支出の職員1名分の組み替えに伴うものでございます。

次に、第3項簡易水道営業費用でございますが、第1目原水及浄水費 234万 6,000円の増額は、中里浄水場2号取水ポンプ機能低下による取替修繕等でございます。

第3目総係費の15万円の増額は、職員の異動に伴うものでございます。

次に15ページの資本的支出でございますが、第1款資本的支出は 160万 2,000円を減額するものでございます。内容といたしましては第1項、第1目上水道改良費 244万 2,000円の減でございますが、これは職員1名分の給与を資本的支出より収益的支出に組み替えをするものでございます。

第2項、第2目固定資産購入費84万円の増額は、上里浄水場の水中ポンプの購入費で、既存のポンプの機能が低下しており、予備のポンプを早急に購入する必要性が生じたためでございます。

以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

続きまして、決算認定関係につきましては、最初に認定第1号から、認定第6号までの各会計における審査の概要、審査の結果、並びに所見につきましては、代表監査委員から一括して報告を求めるといたします。あとは各担当から詳細説明を求めるといたします。

最初に代表監査委員から一括して各会計における審査の概要、審査の結果、並びに所見についての報告を求めます。

井上代表監査委員。

井上寛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に、平成21年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成21年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成21年度紀北町育英基金運用状況調書

平成21年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成21年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成22年 8 月 9 日

3 審査を実施した監査委員

井上 寛、中村 健之

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

1 審査の対象

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご覧いただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

また、行財政改革の着実な実行により、特に定員適正化計画を上回る職員数の削減などの効果が挙げられたほか、利率の高い起債の繰上償還などの工夫も見られ、経費削減に対する努力により、前年に引き続き基金残高の増額が見られる。

しかしながら、最近の社会情勢においては、昨年からの世界同時不況から続いてきた

景気悪化ペースは鈍化し下げ止まりつつあるものの、雇用情勢の悪化が懸念されるなど、引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、本町においてもまず、施策の着実な推進を図るとともに、財政の健全性の確保に向け、いち早く健全な財政を構築することが必要不可欠であり、国・県からの依存財源はもとより、自主財源の確保についても、なお一層の努力をされたい。

また、町税をはじめ、各種料金、使用料及び貸付金などの収納率については、一部改善の兆しが見受けられるが、さらに積極的に収納率の向上に努められたい。

このことは単に財政面に限らず、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保の点からも肝要であるので、一層の創意工夫を行い、効果的な収納対策に注力されたい。

また、町内の経済の回復のためには、ある程度の投資的事業費が必要であると思うが、その財源として起債をやむを得ず借りの場合には、従前どおり交付税算入率の高い起債を優先する等、後年度負担の軽減に努められたい。

なお、基金の管理についても、金融情勢を勘案の上、確実かつ有効な方法により運用管理されたい。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想される中で、新たな課題や多様化・高度化する住民ニーズに適切に対応し、住民福祉の増進に、より一層努められることを要望する。

井上寛監査委員

続きまして、平成21年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成21年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成22年6月29日

3. 審査を実施した監査委員

井上 寛、中村 健之

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

平成21年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況、各施設別の配水量及び有収水量などから、経営については安定している状況である。

建設改良工事については加圧施設築造及び配水池施設整備工事や送配水管仮設工事など適正な設備投資を行っていることが伺える。

また、高速道路建設に伴う浄水場施設の移転工事も行っており、今後も町民に安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き水道施設の整備に努められたい。

しかし、使用量については給水戸数が増えたものの過疎化による給水人口及び年間有収水量の減少が依然として見受けられるので、将来の経営に関して支障が出ないよう計画的な調査研究を行い安定した経営の継続に努められたい。

また、年間総配水量も増加しており、その原因の一つとして漏水が考えられるので、安全で良質な水を効率的に供給するため、今後も老朽化した配水管の布設替えを推進し、漏水防止に努め有収水量率の向上を図られたい。

水道使用料については収納率が向上しており、今後も引き続き努力されたい。また、納付誓約書の徴収に応じない長期滞納者に対しては、紀北町水道事業給水条例第36条に基づき給水停止措置を講じており、公平を期するためにもこれを継続し計画的に適切な滞納処分整理を行い未徴収先に対しては、なお一層注力し早期回収に努められたい。

以上であります。

北村博司議長

今、代表監査委員から審査の結果報告をいただきました。

このあと内容説明の予定をしておりますけれども、時間がかかるとお思いますので、ここで早めですが、昼食休憩に入ります。

北村博司議長

午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 49分)

北村博司議長

それでは休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

北村博司議長

次に、認定第1号から認定第5号までの5件についての内容説明を求めます。

長野会計管理者。

長野季樹会計管理者

それでは平成21年度紀北町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただき、項以降の説明につきましては主要な事項の説明とさせていただきます。

それでは認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、決算書の11ページからの平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は19億 1,455万 7,167円、これに対しまして収入済額は15億 9,449万 955円で、徴収率83.3%、前年度が80%でありますので 3.3%の増となり、このうち現年度分の徴収率は95.8%、滞納繰越分の徴収率は18.5%であります。

第2款地方譲与税の収入済額は 8,654万 3,314円であります。

13ページをご覧ください。第3款利子割交付金の収入済額は 645万 3,000円、第4款配当割交付金の収入済額は 245万 9,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 126万 8,000円。

第6款地方消費税交付金の収入済額は 1億 7,499万 4,000円、第7款自動車取得税交付金

の収入済額は 3,011万 1,000円であります。

15ページをご覧ください。第8款地方特例交付金の収入済額は 2,499万 8,000円。

第9款地方交付税の収入済額は41億 4,663万円。

第10款交通安全対策特別交付金の収入額は 259万 1,000円。

第11款分担金及び負担金の収入済額は 9,979万 6,926円で、主な収入は第2項負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などであります。

17ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料の収入済額は1億 5,446万 4,897円で、主な収入は第1項使用料の商工使用料であります。温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、土木使用料の町営住宅使用料などあります。

19ページをご覧ください。第2項手数料の主な収入は、総務手数料の戸籍住民手数料であります。

次に、第13款国庫支出金の収入済額は18億 3,476万 5,725円で、主な収入は第1項の国庫負担金では民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当負担金などあります。

第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金給付事業補助金。

21ページ、教育費補助金では安全・安心な学校づくり交付金、災害復旧費補助金では町道道路災害復旧事業費補助金などあります。

23ページ、第3項の委託金では土木費委託金の繰越明許費などにかかる高速道路整備関連受託事業委託金が主な収入であります。

第14款県支出金の収入済額は5億 6,985万 4,807円で、第1項の県負担金では民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金、保育所運営費負担金、児童手当負担金などが主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では三重県市町村合併支援交付金、民生費補助金では心身障害者医療費補助金。

25ページ、農林水産業費補助金では造林事業費補助金。

27ページの電源立地地域対策交付金などあります。

第3項の委託金では、総務費委託金の県民税徴収取扱委託金、選挙費委託金などが主な収入であります。

29ページをご覧ください。第15款財産収入の収入済額は 2,943万 2,853円で、主な収入は第2項の財産売払収入で土地売払収入と立木売払収入などであります。

第16款寄附金の収入済額は 1,810万円で、主な収入は外国人漁業技術研修事業費寄附金と、水産業費寄附金であります。

なお、総務費寄附金につきましては、平成20年度より創設されましたふるさと納税寄附金で山本清様、岩崎幸雄様、西村寿史様、丸山小より様、斧田正長様より、それぞれご寄付を受けたものであります。また、一般寄附金につきましては、歳末助け合い運動の協賛金として、日本土石工業株式会社様より、ご寄付を受けたものであります。

31ページをご覧ください。第17款繰入金の収入済額は 1億 2,628万 6,295円で、主な収入は第1項の基金繰入金で、地域づくり事業基金、災害援護資金償還事業基金からの繰入金であります。

第2項の特別会計繰入金は老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計からの繰入金であります。

33ページをご覧ください。第18款繰越金の収入済額は 3億 4,683万 180円で、前年度の歳計剰余金・繰越明許費充当繰越金であります。

第19款諸収入の収入済額は 2億 8,452万 1,463円で、主な収入は第3項の貸付金元利収入では奨学金返還金と、災害援護資金貸付金返還金、第4項の受託事業収入では、民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と、地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入であります。

35ページの第5項雑入の過年度収入で、建設関係国庫支出金精算金、雑入では近畿自動車道紀勢線事業工事発生土仮置場敷地にかかる立木代金及び移転料、町有財産建物災害共済保険金、オータムジャンボ配分金、紀北広域連合からの前年度負担金の精算金などが主な収入であります。

第20款町債の収入済額は 9億 6,300万円となり、総務債では地域振興基金債、農林水産業債では中山間地域総合整備事業債、商工債では道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業債、土木債で主なものは、91道茂原前山線道路整備事業債、町道永長線道路改良事業債、町道片町汐ノ津呂線側溝整備事業債、町道小山山側線道路改良事業債、町道船津駅前線道路改良事業債。

37ページ、消防債では救急車購入事業債、教育債では小学校施設改築事業債、災害復旧事業債では町道道路災害復旧事業債、その他臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は予算現額 108億 8,489万 8,000円に対する調定額は 108億 5,420万 2,217円であります。調定額に対しまして収入済額が 104億 9,759万 1,415円と、第1款町税の主に時効による処理いたしました不納欠損額が 709万 7,880円、第1款町税、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、第19款諸収入をあわせた収入未済額が、3億 4,951万 2,922円とあいなりました。

続きまして、39ページからの歳出をご説明いたします。

第1款議会費の支出済額は1億 912万 411円で、主な支出は議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費であります。

第2款総務費の支出済額は19億 8,916万 8,642円で、主な支出は第1項の総務管理費で、一般管理費では三役人件費、職員人件費、臨時職員賃金、総合住民システム管理費。

41ページの文書広報費ではCATV行政放送事業、文書取扱事務経費。

43ページの財産管理費は庁舎・公用車の維持管理購入経費、地区集会所建設事業をはじめ、財政調整基金、地域づくり事業基金、地域振興基金などへの積立金などであります。

企画費は地方バス運行対策事業、移住定住交流促進事業などに要した経費であります。

45ページの支所及び出張所費は臨時職員賃金、長島総合支所の管理経費など。

47ページ、定額給付金給付費は定額給付金の給付に要した経費などであります。

第2項の徴税費の税務総務費は職員人件費や税務一般事務費に。

49ページ、賦課徴収費は町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

第3項の戸籍住民基本台帳費は職員人件費、臨時職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費であります。

51ページの第4項の選挙費は職員人件費や町長選挙、衆議院議員選挙の執行などに要した経費であります。

なお、43ページに戻っていただきまして、第1項総務管理費、第5目財産管理費に記載されております繰越明許費の 8,889万 9,000円は、地区集会所改築及び改修事業を平成22年度へ繰り越すものであります。

55ページをご覧ください。第3款民生費の支出済額は21億 1,100万 5,113円で、主な支出は第1項社会福祉費の社会福祉総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業に、身体障害者福祉費では心身障害者医療費助成事業、障害介護訓練等給付事業などに。

57ページ、国民年金事務費は職員人件費や年金事務に要した経費であります。

第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は、老人施設措置事業、介護予防の地域支援事業、後期高齢者医療特別会計への繰出金。

59ページ、養護老人ホーム費は職員人件費や養護老人ホーム管理運営事業に。

第3項児童福祉費の児童福祉総務費は子育て支援センター設置事業に。

61ページ、保育所費は職員人件費や児童の保育事業などに要した経費で、児童措置費は児童手当等支給事業、母子福祉費は一人親家庭等医療費助成事業と、乳幼児医療費助成事業などに要した経費であります。

63ページ、第4項の災害救助費は災害援護資金の償還事業に要した経費であり、三重県への償還金の支払いや災害援護資金償還事業基金へ積み立てたものであります。

なお、57ページに戻っていただきまして、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費に記載されております繰越明許費の258万3,000円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業。

59ページ、第3項児童福祉費、第3目児童措置費に記載されております繰越明許費の、426万円は子ども手当等支給事業をそれぞれ平成22年度へ繰り越すものであります。

63ページをご覧ください。第4款衛生費の支出済額は9億431万4,635円で、主な支出は第1項の保健衛生費の保健衛生総務費では職員人件費、臨時職員賃金や救急医療対策事業負担金に。

65ページの予防費では予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに。

環境衛生費では火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

67ページ、第2項清掃費の清掃総務費は職員人件費、塵芥処理費はリサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業など、し尿処理費はし尿処理場の管理運営などに要した経費であります。

69ページをご覧ください。第3項の上水道費は簡易水道企業債償還などのための繰出金であります。

第5款農林水産業費の支出済額は3億3,809万7,621円で、主な支出は第1項の農業費の農業総務費では職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、県営中山間地域総合整備事業負担金に。

71ページ、農地費では海岸環境整備事業や農地防災事業などに要した経費であります。

第2項林業費の林業総務費は職員人件費、林業振興費では森林整備地域活動支援交付金事業に。

73ページ、林業施設費では美しい林業づくり基盤整備交付金事業、高齢林整備間伐促進事業に、町有林造成費は職員人件費や町有林の造成などに要した経費であります。

75ページをご覧ください。第3項水産業費の水産業総務費は職員人件費、水産業振興費は漁業協働組合基盤強化対策資金利子等負担事業、外国人漁業研修生受入対策事業に。

77ページ、漁港管理費は津波・高潮危機管理対策緊急事業に要した経費などであります。

なお、69ページに戻っていただきまして、第1項農業費、第2目農業総務費に記載されております繰越明許費 1,400万 5,000円は、中山間地域総合整備事業、ふるさと樹園地農道改修工事、小山浦農村広場公園木柵修繕工事を。

また、73ページ、第2項林業費、第3目林業施設費に記載されています繰越明許費 6,895万 8,000円は、森林整備過疎化林業再生基金事業、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林業総合センター研修室外壁修繕工事を、それぞれ平成22年度へ繰り越すものであります。

77ページをご覧ください。第6款商工費の支出済額は2億 3,311万 9,249円で、主な支出は第1項の商工費の商工総務費では職員人件費、商工業振興費では中小企業指導育成事業などに。

79ページの観光費では観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業などに要した経費であります。

なお、第1項商工費、第3目観光費に記載されております繰越明許費 490万 5,000円は、けいちゅう体育館屋根等修繕工事を、平成22年度へ繰り越すものであります。

第7款土木費の支出済額は6億 1,563万 8,205円で、主な支出は第1項の土木管理費、土木総務費は職員人件費や、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業などに。

81ページ、第2項の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では職員人件費、道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に。

83ページの道路橋りょう新設改良費では、町道古里江の浦線改良事業、町道茂原前山線整備事業などに。

第3項の河川費の河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業など、第4項の港湾費の港湾管理費では、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

85ページ、第5項の都市計画費の高速道路関連費では高速道路整備関連受託事業などに。

87ページ、第6項の住宅費では町営住宅管理に要した経費などあります。

なお、79ページに戻っていただきまして、第1項土木管理費、第1目土木総務費に記載されております繰越明許費1億9,610万3,000円は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を。

83ページ、第2項道路橋りょう費、第3目の道路橋りょう新設改良費に記載されております繰越明許費6,652万8,000円は、町道道路改良事業、町道茂原前山線整備事業、県単道路改良改築事業を。

第3項河川費、第3目砂防費に記載されております繰越明許費の87万8,000円は、急傾斜地崩壊対策事業を。

また、85ページ、第5項都市計画費、第2目公園費に記載されております繰越明許費の724万1,000円は、県営公園事業負担金を平成22年度にそれぞれ繰り越すものであります。

87ページをご覧ください。第8款消防費の支出済額は5億7,684万1,516円で、主な支出は第1項の消防費の常備消防費では、三重紀北消防組合への分担金、非常備消防費では消防団出動費、消防団員活動費。

89ページの消防施設費では小型動力ポンプ付積載車などの購入に、災害対策費では引本公民館津波避難階段設置工事、不織布マスクの購入などに要した経費であります。

なお、第1項消防費、第3目消防施設費に記載されております繰越明許費80万円は、消防機械器具整備管理事業を、第5目災害対策費に記載されております繰越明許費1,455万円は、防災行政無線管理事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を、平成22年度へそれぞれ繰り越すものであります。

次に91ページ、第9款教育費の支出済額は14億5,609万2,947円で、主な支出は第1項の教育総務費の事務局費では職員人件費、教育振興費では紀北町内学校保健室ほか改修工事、小学校児童・中学校生徒用パソコンほか、学校情報通信技術環境整備事業などに。

93ページ、第2項の小学校費では小学校11校の管理運営に要した経費のほか、小学校教育コンピュータ整備事業、西小学校・相賀小学校太陽光発電設備設置工事や、小学校施設耐震補強工事に。

95ページ、学校建設費では紀北町立相賀小学校改築工事に。

第3項の中学校費では中学校4校の管理運営に要する経費のほか、中学校教育コンピュータ整備事業、中学校施設耐震補強工事などに。

97ページ、第4項の幼稚園費では職員人件費、幼稚園3園の管理運営に要した経費であります。

99ページ、第5項の社会教育費の社会教育総務費では職員人件費や、東長島公民館、海山公民館空調設備更新工事、海山区生涯学習施設屋根改修工事、紀伊長島体育館ほか生涯学習施設改修工事などに、公民館費では公民館の管理運営に。

101ページの郷土資料館費では郷土資料館の管理運営費に。

文化財調査費では特別天然記念物カモシカ食害対策事業、熊野古道関係事業などに要した経費であります。

103ページ、第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動費等助成事業に、給食施設費では学校給食センター等給食施設の管理運営に、体育施設費では町体育館・赤羽公園などの管理運営に要した経費であります。

なお、91ページに戻っていただきまして、第1項教育総務費、第3目教育振興費に記載されております繰越明許費 1,960万 7,000円は、公立学校施設改修営繕工事を。

99ページ、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費に記載されております、繰越明許費の 4,957万 5,000円は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、生涯学習施設修繕等及び改修工事を平成22年度へそれぞれ繰り越すものであります。

105ページをご覧ください。第10款の災害復旧費の支出済額は 9,431万 4,370円であり、第2項農林水産施設災害復旧費では林道此ヶ野向井山線災害復旧工事に、第3項の公共土木施設災害復旧費では町道白倉1号線道路災害復旧工事などに要した経費であります。

なお、第2項の農林水産施設災害復旧費、第3目林業施設災害復旧費に記載されております繰越明許費の 1,881万 2,000円は、国補林道災害復旧事業を、第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費に記載されております繰越明許費の28万 2,000円は、供用林道災害復旧事業を平成22年度へそれぞれ繰り越すものであります。

第11款の公債費の支出済額は15億 7,480万 3,948円で、公債費元金と利子の償還であります。

107ページ、第14款の予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額 108億 8,489万 8,000円に対しまして、支出済額は 100億 251万 6,657円、繰越明許費繰越額が 5億 5,798万 6,000円、その結果、差し引き不用額は、3億 2,439万 5,343円とあいなりました。

109ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 104億 9,759万 1,000円から、歳出総額 100億 251万 7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は 4億 9,507万 4,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源

7,279万円を差し引いた4億2,228万4,000円を、実質収支額として平成22年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたします。

前年度に比べ増減のあったところのみ説明させていただきます。

それでは111ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1. 公有財産 (1) 土地及び建物でございますが、土地について区分欄の公共用財産の公営住宅のところ、土地9㎡の減となっております。これは国道422号紀伊長島インター線道路改良事業に伴う田山坂団地用地売却による減、その他の施設で943㎡の減となっております。これは紀北町共同作業場用地の払い下げに伴う減であります。

また、建物の木造について区分欄、その他の行政機関、消防施設33㎡の減となっておりますが、これは消防団矢口詰所の解体による減。

公共用財産、学校の29㎡減となっておりますが、これは相賀小学校改築に伴う物置解体によるもの、公営住宅112㎡の減は田山坂団地老朽化に伴う解体、その他の施設512㎡の減は中州集会所建設による150㎡の増と、紀北町共同作業場払い下げで320㎡の減、旧嵐屋旅館別館で113㎡の減、旧三戸分校解体に伴う205㎡の差し引きによるものです。

次に、建物の非木造について、公共財産の学校で825㎡の減となっておりますが、これは相賀小学校の改築工事に伴う体育館等の解体によるものです。その他の施設での5㎡の増となっておりますが、これは馬瀬集会所増築によるものです。

112ページをご覧ください。

(4) の出資による権利のところ、出資金が三重県農業信用基金協会で7万円、全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円の増額となっておりますが、これは増資によるものであります。

(5) の出捐金のところでは出捐金が、三重県緑化推進協会で1万7,160円の減となっております。これは当団体の基本財産の取崩しによるものです。

113ページをご覧ください。

2. の物品の車両等関係につきましては、1台の減となっております。

3. の預託金の減は平成21年度におきまして返還したもので、国民健康保険事業特別会計で受け入れ処理いたしております。

4. の基金につきましては、予算編成等による増減であります。主なものとしてましては区分、動産、預金、一般会計のところ、財政調整基金では2億4,960万3,000円、地

域づくり事業基金で 8,248万 5,000円、地域振興基金で1億 2,108万 7,000円を積み立てており、福祉事業基金で 423万 5,000円、交通安全対策事業基金で 462万 8,000円を取り崩し、小計では4億 9,919万 9,000円の増。

特別会計のところでは国民健康保険財政調整基金で 4,064万 2,000円、指定介護老人福祉施設基金で43万 9,000円を積み立てており、小計で 4,108万 1,000円の増。

基金全体では平成21年度中に5億 4,028万円増額いたしております。

長野季樹会計管理者

続きまして、認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

決算書 120ページからの平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款の国民健康保険料の調定額は6億 5,317万 6,245円で、これに対し、収入済額は4億 8,937万 8,973円で、収納率は74.9%、前年度は72.1%でありましたので2.8%の増となり、このうち現年度分の収納率は93.9%、過年度分の収納率は12%であります。

122ページ、第3款使用料及び手数料の収入済額5万 1,685円は、保険料の納付証明、督促手数料であります。

第4款国庫支出金の収入済額は6億 1,790万 462円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と高額医療費共同事業負担金などであり、第2項の国庫補助金は医療費の支払いに対する財政調整交付金などであり、

第5款療養給付費交付金の収入済額は1億 9,239万 6,000円で、三重県社会保険診療報酬支払基金から退職者医療費に対する交付金であります。

124ページをご覧ください。第6款前期高齢者交付金の収入済額は6億 6,912万 9,366円で、三重県社会保険診療報酬支払基金から保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金であります。

第7款県支出金の収入済額は9,778万 2,917円で、第1項の県負担金では高額医療費共同事業負担金など、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

第8款共同事業交付金の収入済額は2億 6,900万 9,725円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する三重県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

126ページをご覧ください。第9款財産収入の収入済額は15万 7,693円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款繰入金の収入済額は1億 6,478万 3,121円で、一般会計からの繰入金であります。

第11款繰越金の収入済額は1億 5,156万 1,032円で、前年度の歳計剰余金であります。

第12款諸収入の収入済額は1,664万 833円で、一般被保険者第三者納付金、診療報酬支払基金造成積立金返還金などあります。

128ページ、歳入合計では、予算現額27億 9,326万円に対する調定額は28億 3,258万 9,079円であります。調定額に対しまして収入済額は26億 6,879万 1,807円、時効により処理いたしました保険料の不納欠損額 2,603万 3,048円、収入未済額が1億 3,776万 4,224円とあいなりました。

続きまして 130ページからの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は4,899万 8,517円で、主な支出は第1項の総務管理費では職員人件費、三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費であります。

第2款保険給付費の支出済額は17億 6,994万 4,612円で、主な支出は一般及び退職被保険者の診療報酬と高額医療費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費であります。

134ページをご覧ください。第3款後期高齢者支援金等の支出済額は2億 8,789万 1,404円で、主な支出は後期高齢者支援金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第4款前期高齢者納付等の支出済額は81万 8,588円で、前期高齢者納付金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第5款老人保健拠出金の支出済額は734万 9,064円で、三重県社会保険診療報酬支払基金へ老人保健医療費及び事務費としての拠出金であります。

136ページをご覧ください。第6款介護納付金の支出済額は9,400万 3,181円で、三重県社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

第7款共同事業拠出金の支出済額は2億 9,341万 3,205円で、高額医療費の共同事業を行うための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款保健事業費の支出済額は1,157万 1,032円で、特定健康診査等事業、保健衛生普及などに要した経費であります。

138ページをご覧ください。第9款基金積立金の支出済額は4,064万 2,140円で、国民健康保険財政調整基金への積立金であります。

第10款公債費の支出はありませんでした。

第11款諸支出金の支出済額 2,989万 9,744円は、平成20年度退職者医療交付金の返還、平成20年度国民健康保険療養給付費等負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費であります。

140ページをご覧ください。第13款の予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額27億 9,326万円に対しまして、支出済額が25億 8,453万 1,487円となり、その結果、差引不用額は2億 872万 8,513円とあいなりました。

142ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額26億 6,879万 2,000円から、歳出総額25億 8,453万 1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は 8,426万 1,000円となり、これを平成22年度へ繰り越すものであります。

長野季樹会計管理者

続きまして、認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを、ご説明いたします。

149ページからの平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款支払基金交付金、第2款国庫支出金、第3款県支出金の収入済額はございませんでした。

第4款繰入金の収入済額は 570円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金の収入済額は 2,103万 5,404円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款諸収入の収入済額は 171万 8,356円で、第三者行為にかかる損害賠償の納付金、平成20年3月以前診療分にかかる過誤納金等であります。

151ページ、歳入合計は、予算現額 2,701万 8,000円に対する調定額は 2,275万 4,330円であり、収入済額は調定額と同額の 2,275万 4,330円とあいなりました。

なお、調定額と収入済額が同額のため収入未済額はなく、また不納欠損額もありませんでした。

続きまして、153ページからの歳出につきましてご説明します。

第1款総務費の支出済額は 115円で、老人共同処理確認事務委託料に要した経費であります。

第2款医療諸費の支出済額は 5,467円で、老人保健高額療養費の支出であります。

第4款諸支出金の支出済額は 2,103万 4,924円で、平成20年度老人保健医療給付費国庫負担金、県負担金の確定による返還金と、前年度老人保健特別会計精算に伴う一般会計への繰

出金であります。

以上、歳出合計は、予算現額 2,701万 8,000円に対しまして、支出済額 2,104万 506円となり、その結果、差引不用額は 597万 7,494円とあいなりました。

155ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 2,275万 4,000円から歳出総額 2,104万 1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は、171万 3,000円となり、これを平成22年度へ繰り越すものであります。

長野季樹会計管理者

続きまして、認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

決算書 162ページからの平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の調定額は1億 2,105万 8,750円、収入済額は1億 1,962万 9,781円で、収納率は98.8%であります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は 1,360円で、後期高齢者医療保険料にかかる督促手数料の収入であります。

第4款繰入金の収入済額は3億 5,055万 1,517円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金の収入済額は 411万 7,470円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款諸収入の収入済額は 2,583万 9,020円で、平成20年度療養給付費負担金の精算金などであります。

164ページ、第7款国庫支出金の収入済額は 367万 5,000円で、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。

以上、歳入合計は、予算現額5億 440万 5,000円に対する調定額は、5億 524万 3,117円であります。調定額に対しまして収入済額が5億 381万 4,148円、収入未済額は 142万 8,969円とあいなりました。なお、不納欠損額はございませんでした。

続きまして、166ページからの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は 1,538万 294円で、主な支出は第1項一般管理費で職員人件費や、後期高齢者医療電算システム保守委託、高齢者医療制度円滑運営事業システム改修対応業務などに要した経費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は4億 5,838万 1,223円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第4款諸支出金の支出済額は2,997万2,465円で、主な支出は後期高齢者医療特別会計への前年度精算による一般会計への繰出金であります。

168ページ、歳出合計は、予算現額5億440万5,000円に対しまして、支出済額が5億373万3,982円となり、その結果、差引不用額は67万1,018円とあいなりました。

170ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5億381万4,000円から、歳出総額5億373万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は8万円となり、これを平成22年度へ繰り越すものであります。

長野季樹会計管理者

続きまして、認定第5号平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

177ページからの平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款サービス収入の収入済額は1億7,439万375円で、居宅介護サービス及び施設介護サービスによる収入であります。

第3款財産収入の収入済額は43万8,765円で、指定介護老人福祉施設基金の運用による利子収入でございます。

第4款寄附金の収入済額は1万円で、老人ホーム赤羽寮夏祭り協賛金として、まるみ食品様より寄付を受けたものであります。

第5款の繰入金収入はございませんでした。

第6款の繰越金の収入済額は928万1,752円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款諸収入の収入済額は106万3,627円で、主な収入は第3項利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額軽減措置にかかる補助金であります。

179ページ、歳入合計は、予算現額1億8,249万6,000円に対する調定額は1億8,518万4,519円であります。収入済額は調定額と同額の1億8,518万4,519円とあいなりました。

なお、調定額と収入済額が同額のため、収入未済額はなく、また不納欠損額もございませんでした。

続きまして、181ページからの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は1億7,022万9,155円で、職員人件費や事務、施設管理などに要した経費であります。

第2款サービス事業費の支出済額は588万4,000円で、居宅介護サービス事業に要した賃

金や需用費などであります。

183ページをご覧ください。第3款基金積立金の支出済額は43万8,765円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金への積立金であります。

第4款公債費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額1億8,249万6,000円に対しまして、支出済額は1億7,655万1,920円となり、その結果、差引不用額は594万4,080円とあいなりました。

185ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億8,518万5,000円から、歳出総額1億7,655万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は863万3,000円となり、これを平成22年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計ほか特別会計4件につきまして、決算の概要をご説明させていただきました。

十分ご審議のうえ、ご認定賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、説明を終わります。

北村博司議長

次に、認定第6号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

それでは、認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算の内容を説明させていただきます。

決算書の13ページをお開きください。

平成21年度紀北町水道事業報告書でございます。こちらのほうちょっと朗読させていただきます。

(1) 概況

ア 総括事項

(ア) 収益的収支

総収益は3億9,700万8,793円(消費税込み額4億1,587万1,224円)、総費用は3億8,770万2,656円(消費税込み額4億32万2,022円)となり、その結果、収支差引におきまして930万6,137円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金1億2,773万7,567円と合わせますと、1億3,704万3,704円の当年度未処分利益剰余金となりました。

(イ) 資本的収支

資本的収入の総額は4億2,549万1,529円で、主なものは企業債1億2,140万円です。一方、資本的支出の総額は5億8,753万702円で、この内、建設改良費は4億3,793万8,052円で、主なものとして、紀伊長島区においては、古里・道瀬簡易水道と上水道の統合に向けた加圧施設築造及び配水池施設整備工事を実施しました。

また、前年度からの繰越事業である古里・道瀬地区配水池築造工事と此ヶ野橋架替工事に伴う送配水管仮設移設工事が完成しました。

海山区においては、近畿自動車道紀勢線建設に伴う馬瀬浄水場の移転工事を実施しました。

次に、企業債本年度借入高は1億7,520万円、償還高は2億339万2,650円で、本年度末の企業債未償還残高は21億2,782万6,385円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,203万9,173円は、当年度分消費税資本的収支調整額600万2,746円、過年度分損益勘定留保資金658万9,387円、当年度分損益勘定留保資金1億4,944万7,040円で補てんしました。

以上が水道事業の概況であります。今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をしてみたいと思います。

次に、2ページから3ページをお願いいたします。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の決算額は、4億1,587万1,224円で、予算額に対し510万1,224円の増となっております。

第1項営業収益の決算額は2億8,244万7,177円で、主なものは紀伊長島区と海山区の上水道の水道使用料2億8,025万4,338円であります。

第2項営業外収益の決算額は153万3,811円で、主なものは預金利息96万1,561円、上水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金37万5,250円であります。

第3項簡易水道営業収益の決算額は1億1,819万8,050円で、主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道の水道使用料1億1,697万5,613円であります。

第4項簡易水道営業外収益の決算額は1,369万2,186円で、これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は4億32万2,022円で、予算額に対して211万2,022円の不足となっております。

第1項営業費用の決算額は2億3,382万9,753円で、不用額は195万1,027円であります。主なものは職員10名分の給与費8,377万4,866円、減価償却費9,286万4,921円、固定資産

除却費 522万 4,144円、検針・集金業務委託料 511万 6,270円、電算委託料 249万 8,560円、水質検査委託料 107万 6,040円、水源地の動力費 1,738万 1,870円などがございます。

第2項営業外費用の決算額は 3,289万 9,691円で、主なものは、企業債償還利息 2,394万 891円、消費税納付額 895万 8,800円であります。

第3項簡易水道営業費用の決算額は 1億 254万 2,335円で、予算額に対して 407万 5,205円の不足であります。主なものは職員1名分の給与費 714万 3,481円、減価償却費 3,618万 9,438円、除却費 2,529万 2,496円、検針集金業務委託料 181万 3,250円、電算委託料 107万 810円、水質検査委託料 236万 4,390円、水源地の動力費 1,159万 1,847円などあります。

第4項簡易水道営業外費用の決算額は 2,674万 4,921円で、これは簡易水道企業債償還利息であります。

第5項特別損失の決算額は 430万 5,322円で、これは時効援用2名分と滞納水道使用料の債権者が死亡し相続人もいないため、徴収不能と判断した50人にかかる水道料金債権回収不能額であります。

次に、4ページから5ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は 4億 2,549万 1,529円で、予算額に対し 4,319万 8,471円の減額となっております。

第1項負担金の決算額は 2億 4,367万 7,558円で、馬瀬浄水場補償移転工事に伴う国土交通省からの負担金 2億 2,532万 1,658円、赤羽川災害復旧工事、十須此ヶ野橋架替工事に伴う送配水管支障移転工事にかかる三重県からの負担金 1,675万 5,900円、消火栓設置工事負担金 160万円であります。

第2項の補助金の決算額は 6,041万 3,971円で、簡易水道企業債償還元金に伴う一般会計からの補助金 2,750万 8,971円、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金 3,290万 5,000円であります。

第3項の企業債の決算額は 1億 2,140万円で、内訳は古里・道瀬簡易水道施設整備事業に伴う起債額 1億 130万円、茂原前山線配水管布設替事業に伴う起債額 550万円、中里地区配水管布設事業に伴う起債額 1,020万円、上里地区配水管布設事業に伴う起債額 440万円あります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の決算額は5億8,753万702円で、不用額は5,695万2,398円となっております。

第1項の建設改良費の決算額4億3,793万8,052円で、不用額は5,695万2,048円であります。主なものは職員1名分の給与費1,024万8,902円のほか、古里・道瀬簡易水道統合整備事業における加圧施設築造工事（機械・電気計装設備）の4,389万円、加圧施設築造工事（土木・建築）の分野が2,436万6,300円、配水池施設整備工事（土木・建築）が977万7,600円、配水池施設整備工事（機械・電気計装設備）が3,204万3,900円、新直轄近畿自動車道紀勢線工事に伴う馬瀬浄水場補償移転工事（土木・建築）に1億1,109万2,100円、同じく馬瀬浄水場補償移転工事（機械・電気計装設備）に1億500万円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は1億4,959万2,650円で、上水道企業債の通常分の償還金が9,792万8,811円、簡易水道企業債の通常分の償還金5,166万3,839円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,203万9,173円は、当年度分消費税資本的収支調整額600万2,746円、過年度分損益勘定留保資金658万9,387円、当年度分損益勘定留保資金1億4,944万7,040円で補てんいたしました。

次に、6ページをご覧ください。平成21年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

これは税抜きの額で示しております。

1. 営業収益は2億6,900万4,776円、2. 営業費用は2億3,167万9,004円、3. 営業外収益は174万86円、4. 営業外費用は2,394万891円で、当年度上水道経常利益は1,512万4,967円となります。

5. 簡易水道営業収益は1億1,257万1,745円、6. 簡易水道営業費用は1億103万2,518円、7. 簡易水道営業外収益は1,369万2,186円、8. 簡易水道営業外費用は2,674万4,921円で、当年度簡易水道経常利益は151万3,508円の損失となります。

9. 特別損失は430万5,322円で、当年度の純利益は930万6,137円となり、これは前年度繰越剰余金1億2,773万7,567円をあわせると、当年度未処分利益剰余金は1億3,704万3,704円となります。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

平成21年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

これは税抜きの額で示しております。

まず、利益剰余金の部ですが、1. 減債積立金は、今回110万円を繰り入れましたので、当年度末残高は2,927万1,790円です。

2. 建設改良積立金は、今回は異動なく、当年度末残高2億789万6,413円となり、積立金の合計額は2億3,716万8,203円であります。

3. 未処分利益剰余金は、当年度末処分利益剰余金1億3,704万3,704円になります。

次に、資本剰余金の部ですが、前年度末の繰越資本剰余金の合計額15億5,641万4,075円。

1. 当年度に発生した国庫補助金3,290万5,000円に、処分額3,920万3,914円を差し引いた額、3. 一般会計補助金2,750万8,971円に、処分額119万5,146円を差し引いた額、4. 工事負担金2億4,367万7,558円に、処分額1,160万3,693円を差し引いた額、5. 受贈財産評価額3,239万9,140円を加えた結果、翌年度繰越資本剰余金は18億4,090万1,991円となります。

次に、9ページをご覧ください。

平成21年度紀北町水道事業剰余金処分計画書案でございます。税抜きで示しております。

これは地方公営企業法第32条第1項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、当年度純利益930万6,137円の20分の1以上の額50万円を減債基金として今回積立てをするものでございます。

次に、10ページから11ページをご覧ください。

平成21年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。これは税抜きの額で示しております。

まず資産の部では、1. 固定資産税の合計額が42億6,096万4,429円であります。2. 流動資産の合計額は6億7,630万3,353円で、主なものは現金預金5億3,197万3,446円、未収金1億3,743万7,869円、貯蔵品683万3,438円、前払金5万8,600円であります。

資産の合計額は49億3,726万7,782円であります。

次に、負債の部ですが、3. 流動負債の合計額並びに負債の合計額は、1億9,147万398円であります。

次に、11ページの資本の部ですが、4. 資本金の合計額は25億3,068万3,486円です。5. 剰余金のうち、資金剰余金の合計額は18億4,090万1,991円で、利益剰余金の減債積立基金は2,927万1,790円、建設改良積立金は2億789万6,413円、当年度末処分利益剰余金は1億3,704万3,704円で、利益剰余金の合計額は3億7,421万1,907円です。

剰余金の合計額は22億1,511万3,898円で、資本の合計額は47億4,579万7,384円で、負債と資本の合計額が49億3,726万7,782円となり、この負債と資本の合計額と、先ほど申し上げました資産の合計額とが合致いたします。

平成22年9月7日提出

次に、12ページからの決算付属書類につきまして、主なところだけ説明させていただきます。

14ページは議会の議決事項と、職員に関する事項であります。水道課の総職員数については増減はございません。

15ページは 200万円以上の建設改良工事の概況です。馬瀬浄水場移転工事につきましては、平成21年度において完成いたしております。

16ページは事業会計の業務量についてであります。

給水戸数は平成22年3月末の給水契約件数です。

給水人口は外国人を含めた行政区域内の区域内人口から、未給水区域の人口を減したものでございます。

年間有収水量は、有収水量を総配水量で割った利率でございます。有収水量率が上がれば利益率が良くなることとなります。漏水などを調査し、有収水量率の向上に努めてまいります。

また、総配水量につきましては、上水が17万 5,082m³の増となっております。これにつきましては高速道路建設に伴う現場事務所及び宿舍の建設に伴うものと思われま

す。17ページの収入、費用に関する事項ですが、6ページの損益計算書の抜粋でございます。

それから18ページは、重要契約の要件としまして 500万円以上の工事契約と企業債の概況でございます。

本年度末残高は、前年度から 2,819万 2,650円減少し21億 2,782万 6,385円となりました。

19ページから22ページまでは、収益、費用の明細で、これらも税抜きで表示となっております。

23ページから24ページは固定資産の明細書。

25ページから28ページは企業債の明細書でございます。

以上が、平成21年度紀北町水道事業会計決算の内容でございます。よろしく願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

北村博司議長

これより各議案に対する質疑に入りますが、委員会での審査が十分にできますので、それぞれが所属される委員会に付託される案件につきましては、大筋の質疑に止めていただき、詳細は各常任委員会、並びに決算委員会になりますでしょうか。各委員会で行っていただくようご配慮をお願いいたします。

なお、発言の際にはマイクの調整を行ってから発言していただくよう、お願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑に入ります。

日程第 5

北村博司議長

日程第 5 議案第45号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第 6

北村博司議長

次に、日程第 6 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。
質疑を許します。

平野議員。

12番 平野隆久議員

議案第46号なんですけども、先ほど課長から詳細に説明していただいたんですけども、今後、汚物が詰まっていたということで、今後このようなことのないようにということだったんですけども、今後どのような対策をする。汚物が溜まっていくということ、また今後あり得ますよね、状況が。その点をどういうふうにしていくのか、その点について答弁をお願いします。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今回の排水管の詰まりでございますけれども、先ほどの内容説明では詳しく説明はいたしませんでしたが、特殊要因がございまして、この2階のD号室に、現在の入居者の以前に入居されていた方がみえまして、この方は平成19年の4月まで、約21年間ほど入居されていた方がございました。その方がですね、室内で多量の猫を飼っておりまして、その際にですね、その洗濯機の排水管に多量の猫の毛と言いますか、そういうものが蓄積されておったと。今回、修繕工事におきましても排水管を外しまして点検したところですね、それが大量に出てきまして、確認しております。

そういうことで、今回ののは特に特殊要因ということで、この部屋の修繕工事を平成20年度に行ったわけでございますけれども、その際にですね、この排水管まで、そういう配慮で点検しておれば、今回の事故は防げたのではないかとということで反省をしております。以上です。

北村博司議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

特殊な要因もあるということで、今、お伺いしたんですけど、今回ね、保険も掛かってまして、排水管の詰まりということだったんですけども、今、特殊な要因もあるということなんですけど、今後はね、やはりその入居者が変わった場合に、やっぱりその排水管等を浄化するとか、やはり普段でもほかにも詰まりやすい原因があると思いますもんで、その点も十分注意して、今後ないように対策を練られてやっていただきたいと思います。よろしく願いします。以上です。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、出来るかぎりですね、そういった退去者の跡など、きちっと見ていきたいと思います。

北村博司議長

平野議員、よろしいですか。

ほかに、ご質疑ありませんか。

島本議員。

13番 島本昌幸議員

構造上に問題はなかったか。排水経路ですね、3系統ぐらいおそらくあるんじゃないかと思うんですけども。

それと排水管の直径ですね、構造上に欠陥がなかったか。詰まってしまうような、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

建設課長から詳しくお話をさせていただきます。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず排水管の系列でございますが、3系列でございます。まずトイレの浄化槽のものが1系列、さらにキッチン、台所の排水が1系列、さらに洗面所、風呂、洗濯機、これをあわせたものが1系列でございます。排水管の口径でございますが、トイレにつきましては口径が75mmでございます。排水管のこの洗濯機、洗面所、風呂の、この3つをあわせた排水管の口径は75mm、台所の口径は65mmでございます。白越団地につきましては、この排水管がAからDまで4ブロックに分かれておりまして、今回、Dブロックの系列のものが詰まったわけでございますけれども、他の3ブロックにつきましても、今回の事故にあたりまして再確認をいたしまして、ほかの箇所には異常がございませんでした。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにございますか。

東清剛議員。

20番 東清剛議員

先ほどのね、以前の所有者が部屋でペットを飼われていたというのが、もともとの原因みたいで、今、町営住宅での、最近多いと思うんですけども、犬、猫、ペット類の飼育というか、その辺はどのような規定で許可をされているんかをお聞かせください。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。新しく町営住宅に入居される方にはですね、入居の際に、入居のしおりというものをお渡ししてございます。その中でですね、基本的に町営住宅の中ではペットは飼えないことになっております。ただ、そうは申しまして、現実的に飼っている方があるようでございます。正確には把握はいたしておりませんが、たまには同じ団地の中で猫の鳴き声だとか、犬の鳴き声がうるさいというような苦情も届いておりますので、そういう際には、その都度指導はしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、多量にですね、猫を、犬等飼ってみえる場合はですね、十分その分は処分というか、少なくしていただく、また基本的にはそのペットは室内では飼えないということを指導いたしております。以上です。

北村博司議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

よくわかりまして、多分ね、基本的にはやっぱり飼わないのが一番かなと思いますけど、今の状況でね、一人暮らしではなかなか淋しいとかいう、条件がありますからね、その辺のことで、いずれにしても好き嫌いの問題がありましてね、やっぱりその辺は十分気をつけて配慮も必要かとは思いますが、やっぱり基本に基づいたような指導をしていただきたいなと思っております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか、ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 7

北村博司議長

次に、日程第 7 議案第 47 号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

質疑を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

17番、このハード事業につきましてはね、従来からですけども、財源を確保するための計画と、ハードについては否めないと思うんですが、今回からですね、新規にソフト事業も対象になったわけなんですけど、このソフト事業はですね、過疎地域の実情に応じて実効性のある事業をですね、どのように位置づけていくかということで、ソフト事業の、この対象に入った経過はですね、長年市町村のほうから国のほうへ陳情を重ねてきた結果だと思うんです。

したがってですね、過疎地域の過疎対策の促進に、このソフト事業は切り札であるとも言われておるわけなんです。そのためにはですね、地域にあった、地域の実情を十分に把握して、この計画を立てるべきであると思うんです。それでそのためにはですね、やっぱり地域の住民とか、その地域の関係団体、区とか自治会、そういうところの参画もですね、必要ではないかと思うのですが、そのようなことについてですね、どのように対応されてきたのかとか、ちょっとそのことをお伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員おっしゃるようになりますね、このソフト事業というのは大変重要なことであると思います。重要なことであるがゆえに、今回の過疎計画にも入ったんだと思っております。そういう意味ではですね、ハードも一緒なんですけど、ハードもソフトもですね、地域協議会とか自治連合会、そういった各地区から要望が出てます。ハードなんかもそういったとこ

ろから、各課が精査をしながらあげております。そういった中でソフトにつきましてもですね、各担当課等が農業関係とか森林組合とかですね、観光協会、漁協とかですね、そういったところからいろいろ上がってきている要望等をですね、また町が計画しているような、今後やっていきたいような事業をですね、ソフト事業としてあげさせていただいておりますので、いろいろな意味で各種団体のご意見は入っているものと考えております。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

私はね、過疎地域というと高齢化がですね、特に全国平均よりもかなり高い地域であるわけなんです。そういうことでね、もう少し高齢化に対する施策をね、入れてほしかったと思うんです。この過疎法を見ますとですね、第18条と19条にですね、高齢者福祉の増進を図ることがですね、この2条で規定もされておる。特に高齢化対策を重視していると思うんですが、この計画書を見ますとですね、あまり高齢化対策が計画されていないし、もう新規の事業は全然ないような状態。これではですね、本町に合った実効性のある計画かどうか、ちょっとその辺をですね、疑問を持つわけなんですけど。高齢化対策はもう少し盛り込まれなかったのかどうかですね、もう一度お伺いいたします。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

見ていただければわかりますように、70ページからですね、72ページ、73ページ等ですね、いろいろ高齢化の、高齢者に対する配慮の事業も載せさせていただいております。ただ、全協でもお話させていただきましたけども、今後ですね、皆様からご提案があって、こういった事業の中にないようなものもですね、どんどん取り入れていきたいと思いますので、施策の中は、また今後のですね、総合計画の作成にあたりましては、松永議員がおっしゃるようなところにも十分配慮してまいりたいと思います。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

昨年の12月の議会の一般質問で、私は地域福祉計画をね、策定したらどうかという提言というんか、させてもらったんですけど、そのときの町長の答弁はですね、もう少し研究をし

てからということであったんですが、もしこの計画が策定されておれば、この計画書に反映できたんじゃないかと、私は思うんです。町長がいつも言われるように、住民とともにとか、地域での支え合いということを言われておられるものでね、これに合致するものがあったんじゃないかという気もいたしますが、町長はその地域福祉計画、どのように現在お考えか、お伺いします。

北村博司議長

谷福祉課長。

谷吉希福祉保健課長

目下の状況はですね、今、29市町村のうち11市町村が作成しております。その中で東紀州については御浜町が作成済み、それで当町が作成未定ということだったんですけども、今回ですね、国のほうから、またその計画の依頼がきまして、うちのほうまだ町長とも詰めてはないんですけども、これから中身を精査しまして、それから近隣の市町村の動向も見ながら、またちょっと理事者のほうと協議を詰めてですね、計画していきたいと思っております。はい。

北村博司議長

ほかにございますか。

川端議員。

5番 川端龍雄議員

全協でも町長にもお尋ねしましたんですけどね、この計画において下水道がね、全くこの下水道のあれが入ってないので、前も町長にもお聞きしたけども、やはりこの紀北町にもモデル地区というんか、そういうことを選定していただきね、今、町長、変更もあり得るということは、やはりこれに示してないとなかなか変更も難しいと思いますのでさね、何とかそういうようなことでも、ひとつ取っかかりをしていただく考えはないのか。この前県からも指摘というか、下水道の話も町にもあったという話ですけどもさね、町長、あくまでもこの下水道は全くこれ今後、この今の計画において、また町長の側において、全く下水道のあれをする気持ちはないのか、その辺をひとつお尋ねします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるのもわかります。県からもですね、お話はいただいておりますので、本来

やっっていかなければいけない事業だとは思っております。ただ、大変大きな金額がかかるということで、相当地域型の排水となりますと、またうちも高齢化も進んでまいりまして、いろいろな問題点もありますので、議員の皆さんとご相談しながら、今後また検討していきたいと思っております。

ただ、今現時点では、県のほうにも大変うちの状況では厳しいんですというお話の中です。ね、させていただいておりますので、今後、県とも相談しながらですね、下水道につきましては検討していきたいと思っております。

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

今、クリーンセンターのね、やはり内部もかなりこれから機械の修復というんか、いろいろ換えんなんというんか、お金もかかると思いますしさね、そういうようなことも加えて、この特別大きなところからせえというんじゃなしに、やはりモデル地区としてさね、少しでもそういうことをクリーンセンターのあれにも軽減にもなると思っておりますので、前向きに考えていただければありがたいと思っておりますけど、その点もう一度お答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりクリーンセンターもですね、課題も抱えております。そういった意味からもですね、今、し尿の適正処理という観点からもですね、いずれかの問題でクリアをしていかなければいけないと思っております。ですから、そういった面で、また議員の皆さんと相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。総合的にですね、はい。

北村博司議長

ほかにございますか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。1つだけ今の前者議員のことについて、ちょっと補足、私の意見を述べておきます。下水道の問題についてですね、先般の一般質問で合併特例債を使ってというのを、ちまちましたことに使わずにですね、せっかく合併することによって生じる特例債を使って、下水道の整備をして環境を守ることがですね、第一、当町の基盤であるその水産業の

保全をしようと思えば、それしかないとは私は申し上げたはずなんです。

だから、再度この合併特例債及び過疎債を有効に使ってですね、水産業を復活させることを徹底的に是非やっていただきたいと思うし、それで先回の全協の中でも申し上げまして、これに載ってないと、ちょっと行き違いがあったんですけども、これに載せてないと、再びこれにまた載せなくちゃならないと、議会の議決が要するという形で、切り返された、おさめたってしまっているんですけども、これでは私は大変だと思って徹夜をしてですね、文書を書いて企画課長のほうへご検討願いたいというふうに渡した資料があるんですけども、町長はご覧になりましたですか。そして、そのことについても、もしご覧になっていなければですね、あるいは見ている、今後見てもですね、それを前向きにとらえて善処していただきたいと思いますけども、いかがですか。

北村博司議長

奥村議員、ここは意見をおっしゃる場ではなしに、質疑ですんで、質疑をしてください。

ちょっと整理して質疑にしてください。あなたの意見をここで提言する場ではありませんので。

19番 奥村武生議員

前の全協で申し上げましたようにですね、事について文書を出ささせていただいたんですけど、それを是非実行していただきたいと思いますが、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変、何ページもあるやつをですね、私も見せていただきました。そういった中でですね、今、大雑把というんですか、方向性をずっと述べておるわけですよ。奥村議員からいただいたのは、その下の施策の部分のことが多かったように覚えております。ですから、そういった部分で施策として取り入れられるものはですね、どんどん取り入れていきたいと思えます。ただ、合併特例債がですね、ずっと何にでも集中的に使えばいいのかというと、その点につきましては私は70数億円ですか、使えるとは言いながらもですね、いろいろな必要な事業がこれからもございますので、そういったことも考えながら、皆さんと相談して施策の中へ取り入れていきたいなど、そのように思っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

私のお渡しした文書は、その施策でやれる部門ばかりではなしにですね、その根源にかかわる部分もあるもんですから、あるんですよ。だからもうこの場で時間がございませんけども、是非大卒のものについてはですね、検討して、今後も議員の皆さんと相談するなりして、まちづくりに生かさせていただきたいと思いますけども、いかがですか。

北村博司議長

ちょっと奥村議員、奥村議員が個人で町長のもとへ出された提言ですね。そやでほかの議員がちょっと承知しておりませんし、ちょっと議題に馴染まないと思いますが。要するに大筋というのを具体的におっしゃっていただけませんか。個人的に出された文書を議論にされても、ほかの議員、あるいはテレビをご覧になる町民はわかりませんので、何を、要するにこの中へ、今の議題は計画なもんですから、地域づくり。要するにどこをどう変えろ、というご主張なんかちょっと明確にしていただけませんか。この議題に沿ってですね、この地域自立計画の中のどの部分が、要するに奥村議員のご主張とあわないのか、具体的に指摘してください。で、質疑してください。ちょっと出したんでおっしゃられても、私も承知してません、議長も。もうちょっと発言をし直してください。この自立促進計画のどのページのどの部分が、を具体的にこうすべきやというご主張なんか。

19番 奥村武生議員

もう町長は承知していらっしゃると思う。

北村博司議長

いえいえ、町長が承知しているのではなく、これ議会ですんで、皆さんが主役ですんで。

19番 奥村武生議員

申し訳ないです。手元にはないです。

北村博司議長

今、お持ちじゃないわけですか。

19番 奥村武生議員

出したもの、その資料がないんで何とも言えないです。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も今ですね、ちょっと不適切な答弁だったと思いますんで、ちょっと訂正させていただ

きます。奥村議員の文書につきましては頭の中に入っております。ただですね、そういうものを今後どうやっていくのかということはですね、議員の皆様と先ほど申しあげましたように、相談しながらですね、やっていくということですので、その議員各位の思いがですね、この過疎計画にそのまま載せるとか、そのままやっていくということではないので、その辺を訂正させていただきます。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 8

北村博司議長

次に、日程第 8 議案第 48 号 平成 22 年度 紀北町 一般会計 補正 予算 (第 2 号) を議題といたします。

質疑につきましては、5 ページの債務負担行為の補正から、10 ページまでの歳入部分の質疑を行います。

次に、歳出につきましては、11 ページの議会費から 28 ページの商工費までと、29 ページの土木費から 49 ページの給与費明細書までの、以上 3 つに分割して質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

それでは歳入、債務負担行為補正から、10 ページまでの歳入についての質疑を許します。

松永議員。

17 番 松永征也議員

10 ページですけどね、一番下の欄ですが、老人ホーム赤羽寮関係総合賠償金 5 万 7,000 円

ですが、計上されておるわけですが、これについてですね、全然提案説明がなかったわけなんですけどもね、どういうものなんでしょうか。

北村博司議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

お答えいたします。老人ホームの草を刈っているときに、職員が、職員の車のフロントガラスが割れまして、その賠償の金額でございます。6月に専決処分という形で出ささせていただいております。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

6月に報告受けたものなんです。ただね、こういう損害賠償とかいうのはですね、町とか職員の瑕疵によって起こったことなんでね、相手に迷惑もかけておるわけなんで、もう少しね、やっぱりきちっと説明もしていただいて、厳しくやっぱり対応していただかんと、再発もされるんじゃないか思うのでね、こういうものだけに説明はきちっとしてほしかったということです。答弁はいいですから。

北村博司議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、9ページなんですけど、財産収入の普通財産売却収入の199万6,000円についての内容説明をお願いします。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。9ページの15款の財産収入のですね、土地の売り払いでございますけれども、場所につきましては紀伊長島区東長島地内の東長島の山本地内でございます。県営事業のですね、国道422号インター線の事業を今やっておりますけれども、この事業に関しまして、町道田山坂線を付け替える必要が出てきてございます。それに伴いまして民地を町道付け替えに、県の事業で用地買収するわけでございますけれども、その民地の方がですね、代替地を求められまして、たまたまですね、この民地に町営住宅の田山坂団地の土地が隣接

いたしております、県から町道の用地を確保するのに、町営住宅の用地を協力してもらえないかという要請がございまして、それに応える形ですね、面積につきまして約54㎡を県に売却する。県とですね、それから民地の方、それから紀北町と三者契約のような形で売却するものでございます。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

16番 東澄代議員

はい、了解。

北村博司議長

ちょっと申し上げますけれども、この予算質疑、特に町長を指名された場合以外は、予算質疑の内容については、直に課長に答弁いたさせたいと思います。町長ご指名になる場合は別です。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

はい、ほかに質疑はありましたら、どうぞ。歳入について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

北村博司議長

次に歳出につきまして、11ページの議会費から、28ページの商工費までの質疑を行います。質疑を許します。

川端議員。

5番 川端龍雄議員

23ページですけどね、これの5,000万円の塵芥処理費の補正ですけど、この3月当初予算でも、これお尋ねして、これ当初6,000万円の予算を付けて、これで十分かというような質疑をして、そのとき担当課いみじくも補正でというような感じで言ったら、議長からのご指摘もあって、それが6,000万円とか何とか努力しますって、町長か副町長でしたか、ご答弁ありましたけどもさね、この当初予算と同じような、この半年もせんうちに、また補正で出てくるというのは、私はこの当初予算の組み方がね、これがまずいんじゃないかと。

それで今度も5,000万円もびっしりと、前も6,000万円びっしりと、ちょっと雑な予算の

この組み方というのか、ぴっしりこの 5,000万円組み立てして、積算してなったんなら、これはともかく、ちょっとこう不可思議というか、この補正の組み方もね、財政も通じてだけど、これちょっと町長にお考えをね、ちょっと聞きたいんですけどね。これ本当に当初から 6,000万円でこれができたもんか。2、3年前のね、この当初予算も皆 6,000万円ですわ。これずっと21年、20年、19年、それから補正で19年は 5,329万 6,000円、次は 3,665万 3,000円、それから昨年度は 4,976万 9,000円で、ほとんど同じくらい修理費がかかるのをデータでわかるんですからさね、初めから 6,000万円やなしに、やはり半年もせんうちに、こんな同じような当初予算と出すということはね、少し当初予算の組み方があまりにも雑というのかね、ちょっと乱暴過ぎるんじゃないか、町長その辺、町長のお考えをお聞きします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のところは3月定例会でもご指摘ございました。そういったところで、紀平前副町長も答えさせていただいておりますが、この 6,000万円というものとですね、この補正の 5,000万円明らかにですね、私もあまり適切ではないと思います。ただ、この予算の組み方、この3月のときにもお話させていただいたんですが、6,000万円というのは定期的な交換とですね、その年度に必ず現れるであろうという最低限の修繕費というのですか、積み上げさせていただいております。それでこのリサイクルセンターにつきましてはですね、大変部品等修繕、一つ故障がすると大変大きな金額になります。そういったことがですね、恐れがあるというグレーの部分の修繕もかかえておるんですが、それがなかなか予算化しにくいという部分もあります。そういった部分で財布の紐をまず締めておきたいという考え方もあるんです。

ただ、議員がおっしゃるようになりますね、当初 6,000万円、それで補正が 5,000万円というのはあまり適切ではないと、私も考えておりますので、来年度以降はですね、その消耗の具合とか恐れのあるもの、そういったものをですね、予算編成にあたりましては、当初のほうで少し見させていただきたいと思います。そういうことで23年度の予算についてはですね、十分そういった議員ご指摘の配慮も考えまして、ご指摘のことも考えまして、予算化していきたいなと思います。

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

当然、これ町長、昨年度の11月就任して、今回のあれには入ってますんですね。これは前の町長じゃないんですわね。やはりそういうことの根本的なことですわね、これやはり担当課もやはり皆例年のとかデータもあって、毎年このぐらい要るということも、おそらくこの財政やとか町長には出しているはずなんですわ。それにもかかわらずさね、あまりにも6,000万円出して、せめて1億円、大体1億円から1億1,000万円要るんですわね、これ年間に。それを半額近いのでして、そしてまた半年近くせんうちに出すというのは、やはり担当課も大変やと思うんですわ。何かこうね、絶えず議会においても指摘されて、やはりそういうことはちょっと町長のほうからさね、やはりもうちょっと精査して、おそらく担当課が皆積み上げて1億円近く、1億1,000万円ぐらいか、そのぐらい出しておると思うんですわ、当初予算のときのあれには。やはりそういうこともさね、あまりにも差額が開き過ぎてますからさね、もう少しその点をさね、何度も何度も同じことを指摘されんようにさね、ちょっと考えていただきたいと思いますので、もう一度その辺、ご答弁を。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

川端議員おっしゃるとおりでございます。ですから、23年度の予算にはですね、そういった部分、担当課と十分協議をしながら、そういった部分を予算化していきたいと思います。

ただ、一つだけお話させていただきたいのは、やはり、突発的なこともありますので、またそういった部分につきましては補正とかという形をとらせていただきたいと思っております。当初につきましては議員おっしゃるとおり、今後考えていきたいと思っております。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

玉津議員。

7番 玉津充議員

7番、27ページの水産業の振興費なんですが、これの県単沿岸漁場整備ということで、藻場を設置するということをお聞きしたんですが、これ今回、企画しておる場所はどこかということ。それからこの事業がですね、単発でやられるものなのか、継続してですね、計画的にやられるものなのか、教えてください。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えいたします。500万円のこの県単沿岸漁場整備事業でございます。これは当初予定しておったんですけども、県が予算が付かないということで、今回内示をいただきました。ということで、海野のほうへ5基設置を予定しております。この藻場礁の設置につきましては、去年、島勝地先、三浦地先と10基、5基、5基設置しております。ということで、過疎計画にもあげていますが、今後計画的に設置をしていきたいと考えております。以上です。

北村博司議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

過去にもずっとやってきて、何箇所かやってきて、今回は海野だと、次はどこを計画されておるんですか。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えします。23年度は白浦を一応計画しております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。ほかにどうぞ。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

28ページの観光費のですね、ふるさと雇用再生特別基金事業なんですけれども、FM三重を活用したですね、事業ということでした。このFM三重の活用した事業というのは、どういった内容のものかということ。ほかにもですね、あろうかと思しますので、このFM三重の場合の予算とですね、その他ありましたら付け加えて、補足の説明をお願いしたいと思います。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えいたします。ふるさと雇用再生特別基金事業でございますが、これは今回で

すね、FMラジオの三重ということで、PRを兼ねまして紀北町の観光イベント情報発信ということで、魅力を随時発信していきたいということ、また雇用の推進にもつながるということで、あげさせていただきました。雇用人員といたしましては、一応3名、町内の方を3名予定しております。

それと業務の内容なんですけども、この町内の情報の収集、さらにはまた番組の制作等を行っていただく予定でおります。以上です。

北村博司議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

全部、このラジオのFM三重を活用した事業に充てるんですか。ほかにないんですか。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

679万9,000円の内訳なんですが、これはこのPR事業すべての事業費でございます。人件費につきましては422万6,000円、番組放送費としては115万円、諸経費として69万8,000円ということで、合計679万9,000円ということとなっております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか、次にどうぞ。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

24ページ、農政総合企画事業、農地に関する計画というお話だったんですけども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、26ページも林道治山関係事業なんですけども、町有林の環境整備という説明だったんですけども、具体的にはどういうことなのか、説明をお願いします。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えいたします。24ページの農政総合企画事業216万6,000円でございます。これにつきましては、今回、農地法が改正になりまして、調査管理項目、今までですね、農地台帳については所有者や面積、地目等であったんですけども、さらに改正によりまして追

加項目が出ました。農地の利用状況の調査、または遊休農地の所有者の調査等もありますので、今回、電算化システムを改良するというための事業委託料 216万 6,000円でございます。

それと、もう1点の26ページ、林道治山関係事業 430万円の内容でございます。これにつきましては、海山区白浦にある白浦墓地に隣接する町有林が、その白浦墓地の施設に損害をもたらすということで、倒木によりまして。以前にですね、3月3日にも1本の倒木がありました。6月に承認していただきまして、予算を86万円の賠償金を払ったわけなんですけども、大変、皆さんに迷惑をかけたんですけども、今回、白浦地区のほうからも要望書が上がりましたので、今回1本と言わず10本程度ありますので、その処理を、伐採処理をする委託料でございます。以上です。

北村博司議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

農地の改正が行われたので委託ということなんですけど、電算化ということは、そういう電算化のIT関係のところへ委託するということよろしいんでしょうか、という確かめと。

もう1点、白浦の墓地のことにしても業務委託料になっておりますので、どこへ委託されるのか、お伺いします。

北村博司議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

システムにつきましては電算ということで、専門的のところへ委託する予定であります。

白浦の墓地についてですね、これは特殊な作業だということでもありますので、まだ今から予算が承認されましたら、工法等も検討しなくてはならないんですけども、一応事業委託という形で予算化をさせていただきました。以上です。

北村博司議長

よろしいですか、近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

再度の質問になりますけど、事業をどっかへ委託しなければならないというところで、事業委託ということなんですけど、大体どういうところという、そこまではまだわからないんでしょうか。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

今のところですね、森林組合等とも相談させていただきましてね、やり方等については、また検討していかなければならないと。この場所につきましては、ご存じだと思いますけど、重機等が入らないというような状況ですので、伐採等については大変困難だなということもありますが、今まで町有林ということで地元の方に迷惑をかけておったということで、早急にやりたいということですので、良い方法で、皆さんに迷惑がかからないような形をとっていきたいということでございます。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

1点だけお聞きします。12ページの財産管理なんですけど、地区集会所の修繕料、小さい金額なんですけど、これはどこの修繕料なのか、地区の集会所の説明をお願いします。

北村博司議長

住民課長。

平谷卓也住民課長

お答えします。海山区のですね、便ノ山地区の宇山という地区があるんですけども、その集会所の軒天とか、かなりひどい状態になっておりまして、今、修繕せんと重大な修繕費がかかるだろうということで計上させていただきました。宇山地区です。

16番 東澄代議員

はい、了解。

北村博司議長

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

北村博司議長

ここで3時15分まで休憩いたします。

(午後 3時 3分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 3時 15分)

北村博司議長

次に、29ページの土木費から、49ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑を許します。

玉津議員。

7番 玉津充議員

34ページをお願いします。住宅管理費で修繕料ですね、800万円、町営住宅管理事業、これは先ほどの賠償金もその下に書かれておるんで、その辺の関連かどうか。そしてまたこの800万円の中身ですね。その辺のご説明をお願いします。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

はい、お答えいたします。34ページの住宅費の中の修繕料の800万円でございますけれども、このうちですね、先ほど議案第46号でご説明いたしました関連の修繕費は175万8,000円でございます。内訳といたしまして排水管にかかるものが36万7,000円、居室の修繕にかかるものが139万1,000円でございます。そのほかにつきましては他の住宅、通常分でございますけれども、今年度におきましては例年より退去戸数が多くございまして、それに関係するものが142万円、その他ですね、地上デジタル放送受信にかかる設備の修繕料、これが58万2,000円、その他集合団地の高齢者対策等の手すりの設置等といたしまして、424万円

を計上いたしております。あわせて 800万円でございます。以上です。

北村博司議長

次に、29ページの土木費から、49ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑を許します。

玉津議員。

7番 玉津充議員

先ほどの賠償があった事故ですね、その分 175万 8,000円、この部分は保険ではないんですか。どうなんですか、保険なんですか、そうじゃないんですか。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

はい、お答えいたします。この先ほど言われました議案第46号に関連する修繕につきましては、保険の対象外でございます。以上です。修繕料の部分につきましては、対象外でございます。

北村博司議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

再確認します。先ほど賠償のところは保険で賄えるというふうに思っておったんで、多分そういうふうに思っておる皆さんもおるだろうし、私もそのために確認したんです。だからこの、その事故の修繕の分については保険対象外ということですね。その下の 103万 6,000円が保険の賠償で済ましたということによろしいんですね、再確認します。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

はい、お答えいたします。ただいま申し上げましたように、修繕料の漏水事故にかかるものについては保険の対象外でございます。と申しますのは、当然、町に瑕疵がございまして、相手方に損害賠償するわけでございますので、町に瑕疵があったということで、この今現在、町が加入しております保険には、これは適用されません。その下ですね、22節の補償補填及び賠償金の 103万 6,000円が相手方に対する保険金でございます。以上です。

北村博司議長

ちょっと修繕料、再度述べてください。漏水事故に関する。それだけの金額。

山本善久建設課長

再度、漏水事故にかかる修繕について再度ご説明いたします。175万8,000円でございます。内訳につきましては排水管の修繕が36万7,000円、居室の修繕が139万1,000円でございます。この修繕につきましては、既決の予算ですすでに対応してございますので、今回その既決予算の補正ということであげさせていただいております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか、ほかにどうぞ。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

北村博司議長

次に日程第9 議案第49号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第50号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第51号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第52号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

6 ページですけど、一番下ですね、介護職員処遇改善交付金、新規に 366万円計上されて

おりますけども、これは嘱託職員の人件費という説明であったんですけども、このもうちょっと中身を詳しくですね、説明願いたいんですが。

北村博司議長

谷吉希福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

介護職員改善交付金ということで、これは国の緊急対策によります臨時交付金によるもので、特養のみの介護職員報酬を3%上げて、介護職員の処遇改善を図るという交付金でございます。臨時職員から嘱託職員へ改定するものでございまして、当初予算では不確定であったためにですね、2.5%の率が2月に確定したということで、補正対応を今回お願いするものでございます。特養の職員18名分の介護報酬収入が1億4,640万円に対しまして、2.5%を乗じたものでございまして、366万円となっております。

現在、特養職員の18名分の改定賃金はこれを上回る389万9,795円であるため、上限限度の366万円の国保運営協議会への予算計上となっております。以上でございます。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

この制度はですね、いつまでなんでしょうか。将来の見通しも立てたうえでですね、処遇改善していかないと、将来的に財政に影響を受けるんじゃないんかと思うんですが、将来的な見通しをお聞きいたします。

北村博司議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

時限立法の事業でございまして、今年と来年の2年ということで事業を行っています。

北村博司議長

ほかにご質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第53号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を許します。

近澤チヅル議員。

3番 近澤チヅル議員

13ページの排水管漏水修繕料なんですけど、先ほどの説明では多発するのという説明でしたが、もう少しその多発する原因とか、詳しい説明をお願いします。

北村博司議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

漏水なんですけど、多発するというのはですね、今年度4月から多発していると、で、やっぱり給水管についてはですね、やっぱり老朽管が多くございます。定期的に改善をしていかなければいけないんですが、今のところちょっとまだ計画はしておりませんので、おそらく古くなっている分、漏水事故が発生して、今回については4月、5月で発生してですね、予算が今ないという状況で、補正予算を計上したものでございます。

北村博司議長

近澤チヅル議員。

3番 近澤チヅル議員

4月、5月で施設が大変古くなって多発しているということですが、昨年に比べて倍とか、そういうこともあるのかどうか。そして、早く、そうであれば処理もしなくてはならないので、そういう計画を今、立てておられるのかどうか、お伺いします。

北村博司議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

一応、当水道課としましてはですね、水道ビジョンというのですね、計画したいとは考えておりますが、まだ今のところは現実には至っておりません。で、一応現状のですね、施設

は把握しておりますので、それに対応できるように予算を計上しながら、修繕していくところでございます。

北村博司議長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を打ち切ります。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 認定第1号 平成21年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑につきましては、まず11ページから、37ページまでの歳入全般について行います。

歳出につきましては、39ページの1款議会費から、79ページの6款商工費までと、79ページの7款土木費から、113ページの財産に関する調書まで、以上3分割で質疑を行います。

それでは、11ページから37ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑を許します。

よろしいですか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出39ページの1款議会費から、79ページの6款商工費までの質疑を行います。

質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、79ページの7款土木費から、113ページの財産に関する調書までの質疑を行います。
質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 認定第2号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 認定第3号 平成21年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

北村博司議長

次に、日程第17 認定第4号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

北村博司議長

次に、日程第18 認定第5号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 認定第6号 平成21年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了いたします。

日程第20～日程第22

北村博司議長

引き続いて、報告案件に入ります。

お諮りします。

3件の報告案件につきましては、提案理由並びに内容説明を求めするため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、報告3件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは3件の報告について、ご説明を申し上げます。

報告第7号 平成21年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度分から報告が義務付けられているものであり、同法第3条第1項の規定により、平成21年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、

報告するものであります。

報告第 8 号 平成21年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。これにつきましても報告第 7 号と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、平成19年度分から報告が義務づけられたものであり、同法第22条第 1 項の規定により、平成21年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

報告第 9 号 専決処分の報告についてであります。平成22年 6 月24日、午前11時頃、紀伊長島区東長島中州地区の町道前垣内 2 号線におきまして、隣接する駐車場から後退してきた普通乗用車が、紀伊長島リサイクルセンターの臨時職員が運転する資源ごみ収集中の公用車のダンプトラックに接触し、その弾みで普通乗用車が同駐車場に駐車中の軽乗用車に接触、それぞれの相手方車両が損傷いたしました。

その後、同年 8 月19日に、損害賠償額を合計12万 358円として和解が成立し、地方自治法第 180条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものでございます。

以上、3 件の報告につきましても提案理由をご説明申し上げましたが、報告第 7 号及び第 8 号の詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたささせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、報告第 7 号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、報告第 7 号について説明させていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

報告第 7 号 平成21年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、平成21年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成22年 9 月 7 日提出

紀北町長 尾上壽一

法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査

委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うものであります。

なお、健全化の判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があります。この比率が基準以上になると、財政の健全化や再生のための計画を提出しなければなりません。

15ページをご覧ください。

初めに実質赤字比率であります。赤字が生じていませんので数値の記載がありません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、同様に赤字が生じておりません。

次に、実質公債費比率であります。13.2%で、前年と比べまして1.5%の改善となっております。参考に記載しております。早期健全化基準の25%に比べましても低い数値となっております。

次に、将来負担比率であります。56.8%で、前年と比べまして23.8%の改善となっております。地方債残高が減ったことが要因の主なものであり、早期健全化基準の350%と比べましても低い数値となっております。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

しかしながら、当町の財政状況を見てみますと、地方税など自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼っているのが現状であり、実質公債費比率につきましては、県下の市町と比べてみますと、依然として高い数値となっております。

なお、17、18ページにつきましては、紀北町監査委員さんによる意見書であります。以上で説明を終わります。

北村博司議長

次に、報告第8号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

報告第8号 平成21年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを、説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお願いします。

報告第8号 平成21年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成21年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成22年9月7日提出

紀北町長 尾上壽一

19ページをお願いします。

法律第22条第1項の規定によりまして、公営企業を経営する地方公共団体にあつては、毎年度公営企業の経営の健全性を示す手法として、資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえ、議会で報告し、かつ公表を行うものであります。

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の財政規模であります営業収益の規模と比較して、明らかに経営状況の深刻度を示すものです。これが経営健全化基準20%以上となった場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、経営健全化計画を定めなければなりません。

本町水道事業会計の資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから、当該比率が該当なしとなっております。

平成21年度におきましても、経営健全化基準を十分満たしている状況であります。今後も事業の経営状況を把握し、必要に応じて適正な健全化対策を講じるよう努めてまいります。

なお、20ページ、21ページにつきましては、紀北町監査委員さんの意見書であります。以上です。

北村博司議長

以上で、説明を終わります。

質疑に入ります。

日程第20

北村博司議長

日程第20 報告第7号 平成21年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

この中ですね、実質公債費比率ですね。これは財政指標の中でも重要なことであると思

っておるわけなんです、平成20年度と比較して 1.5%下がったということで、大変、喜ばしいことであると思っております。この原因についてはですね、合併市町村であったことと、それからもう1つは行財政改革が徹底して行われたということが、国に認められたために、保証金なしの元利償還金の繰上げ償還、金利の高いものを認めていただいたということがですね、大きな要因であると思っております。

この実質公債費比率をですね、算定するにあたって、その元利償還金のほかにですね、債務負担行為ですね。債務負担行為のような純元利償還金、これも関係してきておると思うんですが、本町にはですね、こういうものがあるのかどうか、ちょっとご説明をお願いいたします。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。元利償還金とですね、純元利償還金をたすということで、という考え方なんです、例えばですね、他会計の起債の充当するための繰り出しですとか、一部事務組合への助成ですとか、そういったものも含めてですね、計算することになっております。以上であります。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

私のね、お聞きしたのは、その金額、額をですね、ちょっとお聞きしたいということです。

北村博司議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

すみません。少々お待ちください。

実質公債費比率をはじいております計算式の中でですね、トータルでそういった償還とかですね、一連のものをあわせて、21年度の計算が6億 484万 3,000円ということになっておりますんですが、今その細部にわたる内訳につきましては、ちょっと把握をしておりますので、申し訳ないんですが、償還金プラスそれらが含まれるということで、ご了解いただきたいと思っております。

北村博司議長

あれでしょう。債務負担行為とかそういうものの金額を示せと言っておられるんでしょう。
あとでも出せないですか、財政課長。

堀秀俊財政課長

わかりました。あとです、その分だけというだけですね、償還金の部分は退けて、それ以外の部分だけをとということですね。わかりました。あとでまたお知らせいたしますので、申し訳ございません。

北村博司議長

よろしいですか、ほかにどうぞ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

北村博司議長

日程第21 報告第8号 平成21年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22

北村博司議長

次に、日程第22 報告第9号 専決処分の報告、損害賠償額の決定及び和解についてを議

題といたします。

本件につきましては、議会の議決により町に対して専決処分により処理することを認めたものでありますので、原則的には質疑を行わないこととなっておりますけれども、先ほどの説明において、内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許可いたしたいと思っております。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

以上で、発言を打ち切ります。

以上で、質疑を終了し、3件の報告案件につきましては、聞き置くことといたします。

日程第23

北村博司議長

次に、日程第23 請願・陳情案件を議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、請願3件と陳情1件を受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、請願・陳情案件につきまして、文書表により説明をさせていただきます。

平成22年9月紀北町議会定例会

請願・陳情文書表でございます。

請願第1号 受付は平成22年8月27日でございます。

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充されるように決議いただき、現行の奨学金制度等の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者等につきましては、紀北町PTA連絡協議会 会長 井上忠氏、三重県紀北町校長

会会長 大川峯博氏、三重県教職員組合紀北支部 支部長 谷川進悟氏の連盟でございます。

紹介議員につきましては、玉津充議員、松永征也議員、平野倅規議員の3名でございます。付託委員会につきましては、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第2号 平成22年8月27日受付。

「30人学級を柱にした新たな『教職員定数改善計画』策定と教育予算拡充」求める請願書でございます。30人学級を柱にした新たな教職員定数改善計画策定と、子ども一人ひとりの「豊かな学び」や総合的な学校の安全対策の実現に向け、教育予算の拡充を行うように決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたいというものでございまして、請願者並びに紹介議員につきましては、同じでございます。

教育民生常任委員会でございます。

請願第3号 同じく平成22年8月27日受付でございます。 「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書でございます。義務教育費国庫負担制度が存続され、全額国負担となるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございまして、請願者並びに紹介議員につきましては、同じでございます。付託委員会につきましても教育民生常任委員会でございます。

続きまして、陳情第3号 平成22年8月17日の受付でございます。

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書でございます。子宮頸がん年間約3,500人が亡くなっているが、このがんはワクチン接種で予防できる唯一のがんでもある。国民の健康・生命を守ることは最重要課題であり、子宮頸がん予防のためワクチン接種に対する公費助成とワクチンの意義や有効性について啓発いただきたいというものでございます。

提出者につきましては、三重県保険医協会 会長 真鈴川 寛氏からございまして、付託委員会につきましては、教育民生常任委員会でございます。

以上で、説明を終わります。

北村博司議長

以上で、請願・陳情案件の説明を終わります。

なお、ここに受理した請願・陳情につきましては、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました議案についての質疑は、すべて終了いたしました。

北村博司議長

なお、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で着席のまま暫時休憩いたします。

(午後 3時 53分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 54分)

日程の追加

北村博司議長

本日、決算認定議案が提出されましたことにより、決算特別委員会の設置に関する議案を提出いたします。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

北村博司議長

追加日程第1 発議第1号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、決算認定議案6件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員9人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員9人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定いたします。

決算特別委員会委員の指名

北村博司議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定いたします。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番 東 篤 布 君 3番 近 澤 チヅル 君
4番 家 崎 仁 行 君 5番 川 端 龍 雄 君
7番 玉 津 充 君 10番 岩 見 雅 夫 君
12番 平 野 隆 久 君 14番 中 本 衛 君
17番 松 永 征 也 君

の9人を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員に、ただいま議長が指名しましたとおり、選任することに決定いたします。

北村博司議長

決算特別委員会の委員が決定いたしましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長委員が行うことになっております。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

北村博司議長

ここで、午後4時10分まで決算特別委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

(午後 3時 57分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 16分)

北村博司議長

ただいまの互選の結果につきまして、報告をいたします。

決算特別委員長に、松永征也君

副委員長に、岩見雅夫君が就任されました。

決算審査につきましては、十分慎重審査のうえ、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

北村博司議長

お諮りします。

本日議題となっております各議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査につきましては、明日の8日は総務財政常任委員会、9日は産業建設常任委員会、10日は教育民生常任委員会の開催といたします。

いずれも午前9時30分からの開催となります。また、決算特別委員会につきましては、13

日と14日を開催日といたしております。

各委員会の運営につきましては、各委員長においてお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

北村博司議長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦勞様ございました。

(午後 4時 18分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年11月30日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之